

令和6年3月4日招集

令和6年第2回琴浦町議会定例会

議案説明付属資料

議案第4号	琴浦町地域運営組織条例の制定について	1
議案第5号	琴浦町債権管理条例の制定について	2
議案第6号	琴浦町簡易水道事業給水条例の制定について	3
議案第7号	琴浦町情報公開条例等の一部改正について	4
議案第8号	琴浦町特別会計条例の一部改正について	5
議案第9号	琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	6
議案第10号	琴浦町議会議員及び琴浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	7
議案第11号	琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	8
議案第12号	琴浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	9
議案第13号	在宅勤務等手当及び会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する関係条例の整備に関する条例の制定について	10
議案第14号	琴浦町行政財産使用料条例の一部改正について	11
議案第15号	琴浦町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について	14

議案第 16 号	琴浦町介護保険条例の一部改正について	15
議案第 17 号	琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部改正について	16
議案第 18 号	琴浦町船上山発電所基金条例の一部改正について	17
議案第 19 号	琴浦町文化財保護条例の一部改正について	18
議案第 20 号	琴浦町監査委員条例の一部改正について	22
議案第 21 号	琴浦町住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止する条例について	23
議案第 22 号	令和 5 年度琴浦町一般会計補正予算(第 13 号)	24
議案第 23 号	令和 5 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)	30
議案第 24 号	令和 5 年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)	32
議案第 25 号	令和 5 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)	33
議案第 26 号	令和 5 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第 2 号)	34
議案第 27 号	令和 5 年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第 6 号)	35
議案第 28 号	令和 6 年度琴浦町琴浦町一般会計予算	37
議案第 29 号	令和 6 年度琴浦町国民健康保険特別会計予算	61
議案第 30 号	令和 6 年度琴浦町介護保険特別会計予算	63
議案第 31 号	令和 6 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計予算	64
議案第 32 号	令和 6 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計予算	65
議案第 33 号	令和 6 年度琴浦町簡易水道事業特別会計予算	66

議案第 34 号	令和 6 年度琴浦町八橋財産区特別会計予算	67
議案第 35 号	令和 6 年度琴浦町浦安財産区特別会計予算	67
議案第 36 号	令和 6 年度琴浦町下郷財産区特別会計予算	67
議案第 37 号	令和 6 年度琴浦町上郷財産区特別会計予算	67
議案第 38 号	令和 6 年度琴浦町古布庄財産区特別会計予算	67
議案第 39 号	令和 6 年度琴浦町赤碕財産区特別会計予算	68
議案第 40 号	令和 6 年度琴浦町成美財産区特別会計予算	68
議案第 41 号	令和 6 年度琴浦町安田財産区特別会計予算	69
議案第 42 号	令和 6 年度琴浦町以西財産区特別会計予算	69
議案第 43 号	令和 6 年度琴浦町水道事業会計予算	71
議案第 44 号	令和 6 年度琴浦町下水道事業会計予算	73
議案第 45 号	建設工事委託に関する年度協定の締結について	75
議案第 46 号	財産の取得に係る変更契約の締結について	76
議案第 47 号	琴浦町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について	77
議案第 48 号	琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について	78
議案第 49 号	琴浦町漁村センターの指定管理者の指定について	79
議案第 50 号	琴浦町南荒神団地集会所の指定管理者の指定について	80

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	企画政策課	種別	条例
議案番号	議案第4号	議案名	琴浦町地域運営組織条例の制定について			
目的	地域運営組織の活動の定着及び活性化を図り、地域課題の解決と住みよい地域社会を実現するため、条例を制定するもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>住民組織による主体的な活動が行われている地域について、組織の活動を支援し、住民と行政の協働による地域づくりを推進していくため、地域運営組織の役割や活動内容等、必要な事項を定めるもの。</p> <p>2 主な内容</p> <p>○組織の役割（第3条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町と協働して地域づくりを行うこと。 ・地域づくりを行うに当たっては、地域の活性化及び地域の課題の解決に寄与する活動に自主的かつ主体的に取り組むこと。 ・地域づくりを円滑かつ効果的に行うため、地域運営組織相互に情報交換及び連絡調整を図るように努めること。 <p>○組織の要件（第5条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象区域のすべての自治会が参加をし、その代表者が地域運営組織の運営に参画していること。 ・当該区域の住民すべてが加入できること。 ・規約を定め、当該規約に従い運営されていること。 ・運営に当たる役員や代表者が民主的に選出されていること。 ・民主的で透明性のある運営ができること。 <p>○計画の策定（第9条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に基づく地域の将来像並びに地域づくりの基本目標及び活動方針を定めた計画を策定すること。 <p>○町の支援（第10条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、地域運営組織に対し、必要な支援を行う。 ※地域運営組織に対して、交付金による財政的支援を実施 <p>3 関係条例の改正（附則）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域運営組織のある区域の地区公民館については、必ずしも公民館運営協議会を置かなくてもよい旨、公民館条例の一部を改正 					
補足事項	施行期日 令和6年4月1日					

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例
議案番号	議案第5号	議案名	琴浦町債権管理条例の制定について			
目的	町の債権について、債権管理の適正化と事務の効率化を図るため、債権放棄の統一的な処理基準を定める条例を制定する。					
内容	<p>○概要</p> <p>1 町の債権(第2条関係) 金銭の給付を目的とする町の債権を対象とする。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[町の金銭債権] --> B[公債権] A --> C[私債権] B --> D[強制徴収公債権] B --> E[非強制徴収公債権] </pre> </div> <p>2 台帳整備と徴収計画(第5条、6条関係) 町の債権を計画的に徴収するため、台帳を整備し、徴収計画を策定する。</p> <p>3 私債権等の放棄(第7条関係) 非強制徴収公債権と私債権を対象に、厳格な要件のもと、回収見込がないと認められた場合に、債権放棄ができることを規定した。 なお、債権放棄は厳格に行う必要があることから、規則に審査会を設けることを規定し、公平適正な事務処理を行うものとする。</p>					
補足事項	施行期日 令和6年4月1日 適用区分 この条例の施行期日前に発生した町の債権についても適用する。					

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	条例																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
議案番号	議案第6号	議案名	琴浦町簡易水道事業給水条例の制定について																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
目的	用水組合の簡易水道への移行に伴い、簡易水道を維持管理するための条例を制定するもの。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
内容	<p>1 概要</p> <p>各地区の用水組合が管理していた専用水道又は飲料水供給施設を、町の上水道に編入するに当たり、準備・検討期間として令和6年度に限り簡易水道として町が維持管理を行うもの。</p> <p>2 上水道編入希望用水組合</p> <p>上郷用水組合、倉坂用水組合、別宮用水組合、川東用水組合、野田用水組合、岩本用水組合、三本杉用水組合、大成用水組合、平和用水組合</p> <p>3 主な内容</p> <p>(1) 給水区域(第3条)</p> <p>上水道の区域を除く次の区域とする。</p> <table border="1" data-bbox="384 891 1414 987"> <tr> <td>琴浦町大字</td> <td>八橋、倉坂、杉下、山田、大杉、福永、野田、法万、八反田、宮場、矢下、古長、別宮、三本杉、中津原</td> </tr> </table> <p>(2) 琴浦町水道事業の設置等に関する条例の準用(第4条)</p> <p>重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等については、琴浦町水道事業の設置等に関する条例の規定を準用する。</p> <p>(3) 琴浦町水道給水条例の準用(第5条)</p> <p>水道料金、その他の供給条件及び給水の適性を保持するための必要事項については、琴浦町水道給水条例の規定を準用する。</p> <p>(4) 条例の廃止(附則第3条)</p> <p>令和7年3月31日をもって廃止する。</p> <p>4 編入に向けたスケジュール</p> <p>(1) 専用水道 ⇒ 簡易水道(令和6年4月1日～移行)</p> <p>(2) 簡易水道 ⇒ 上水道(令和7年4月1日～編入予定)</p> <p>【専用水道、飲料水供給施設編入スケジュール】</p> <table border="1" data-bbox="363 1592 1257 1951"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="12">R5</th> <th colspan="12">R6</th> <th colspan="12">R7～R16</th> </tr> <tr> <th></th> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用水道</td> <td colspan="12">用水組合</td> <td colspan="12">簡易水道</td> <td colspan="12">上水道</td> </tr> <tr> <td>上郷</td> <td colspan="12"></td> <td colspan="12"></td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td>川東</td> <td colspan="12"></td> <td colspan="12"></td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td>倉坂</td> <td colspan="12"></td> <td colspan="12">編入検討</td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td>別宮</td> <td colspan="12"></td> <td colspan="12">ビジョン改定</td> <td colspan="12">交付金申請</td> </tr> <tr> <td>三本杉</td> <td colspan="12">地元協議</td> <td colspan="12">実施設計</td> <td colspan="12">実施設計</td> </tr> <tr> <td>大成</td> <td colspan="12">簡水認可図書</td> <td colspan="12">上水認可図書</td> <td colspan="12">布設替工事</td> </tr> <tr> <td>飲料水供給施設</td> <td colspan="12"></td> <td colspan="12">簡水統合</td> <td colspan="12">上水編入</td> </tr> <tr> <td>野田</td> <td colspan="12"></td> <td colspan="12">簡水予算作成</td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td>岩本</td> <td colspan="12"></td> <td colspan="12">簡水条例設置</td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td>平和</td> <td colspan="12"></td> <td colspan="12">簡水特別会計設置</td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="12"></td> <td colspan="12">検針・料金徴収依頼</td> <td colspan="12">検針・料金徴収上水道実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="12"></td> <td colspan="12"></td> <td colspan="12">負担金納入(～R11)</td> </tr> </tbody> </table> <p>町実施 (赤) 上水道実施 (青) 地元実施 (黄)</p>						琴浦町大字	八橋、倉坂、杉下、山田、大杉、福永、野田、法万、八反田、宮場、矢下、古長、別宮、三本杉、中津原		R5												R6												R7～R16													4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	専用水道	用水組合												簡易水道												上水道												上郷																																					川東																																					倉坂													編入検討																								別宮													ビジョン改定												交付金申請												三本杉	地元協議												実施設計												実施設計												大成	簡水認可図書												上水認可図書												布設替工事												飲料水供給施設													簡水統合												上水編入												野田													簡水予算作成																								岩本													簡水条例設置																								平和													簡水特別会計設置																																					検針・料金徴収依頼												検針・料金徴収上水道実施																																					負担金納入(～R11)											
	琴浦町大字	八橋、倉坂、杉下、山田、大杉、福永、野田、法万、八反田、宮場、矢下、古長、別宮、三本杉、中津原																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	R5												R6												R7～R16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
専用水道	用水組合												簡易水道												上水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
上郷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
川東																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
倉坂													編入検討																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
別宮													ビジョン改定												交付金申請																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
三本杉	地元協議												実施設計												実施設計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
大成	簡水認可図書												上水認可図書												布設替工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
飲料水供給施設													簡水統合												上水編入																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
野田													簡水予算作成																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
岩本													簡水条例設置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
平和													簡水特別会計設置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
													検針・料金徴収依頼												検針・料金徴収上水道実施																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
																									負担金納入(～R11)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
補足事項	施行期日 令和6年4月1日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

令和6年3月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第7号	議案名	琴浦町情報公開条例等の一部改正について		
目的	琴浦町情報公開審査会の機能を鳥取県情報公開・個人情報保護審査会へ事務委託するにあたり、影響のある条例につき所要の改正を行うもの。				
内容	<p>1 概要</p> <p>現在、情報公開制度の運用にあたり、琴浦町情報公開等審査会を設置し琴浦町情報公開条例及び琴浦町議会の個人情報の保護に関する条例に基づく開示請求等への対応を行っているが、審査内容の複雑化などに対応するため、町単独での設置から鳥取県設置の審査会へ事務委託し、効率化を図るもの。また、電磁的記録の開示方法の追加等、現状に合わせた所要の改正を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 琴浦町情報公開条例の一部改正</p> <p>ア 琴浦町情報公開等審査会の廃止</p> <p>町の審査会設置に関する規定の削除と所要の改正を行う。諮問先の審査会名称については、県の組織改編の都度、町の条例改正を行うことは効率的で無いため、固有名詞（鳥取県情報公開・個人情報保護審査会）の記載とせず地方自治法の引用とする。</p> <p>イ 旧琴浦町情報公開審査会委員の守秘義務に関する附則の追加</p> <p>旧審査会委員に対する守秘義務の継続のための附則を追加する。</p> <p>ウ 諮問時の弁明書提出に関する規定の削除</p> <p>弁明書の提出については、行政不服審査法に規定があるため条例からは削除する。</p> <p>エ 電磁的記録の開示方法の追加</p> <p>開示方法について、閲覧又は写しの交付に限定されていたが、電磁的記録の開示についても対応できるよう改正する。</p> <p>(2) 琴浦町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正</p> <p>上記(1)アと同様、委託先の名称を、固有名詞から地方自治法の引用に改正する。</p> <p>(3) 琴浦町附属機関条例の一部改正（附則改正）</p> <p>琴浦町情報公開等審査会を廃止するため、記載を削除。</p>				
補足事項	施行期日 令和6年4月1日				

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	税務課・上下水道課	種別	条例
議案番号	議案第8号	議案名	琴浦町特別会計条例の一部改正について			
目的	琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計の一般会計移行及び琴浦町簡易水道事業特別会計の設置に伴い、所要の改正を行うもの。					
内容	<p>1 琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計について(税務課) 住宅新築資金等貸付事業について、債務整理にあたり必要な経費を確保するため、本年4月から一般会計に移行し予算執行する。当該特別会計は本年3月末で廃止する。</p> <p>2 琴浦町簡易水道事業特別会計について(上下水道課)</p> <p>(1) 概要 各地区の用水組合が管理していた専用水道を町の上水道に編入するに当たり、準備期間として令和6年度限りの簡易水道事業特別会計を設置するもの。</p> <p>(2) 決算について 令和7年3月31日をもって打ち切り、令和6年度決算については、他の特別会計同様の処理を行う予定としている。</p> <p>(3) 編入に向けたスケジュール ア 専用水道⇒簡易水道(令和6年4月1日～移行) イ 簡易水道⇒上水道(令和7年4月1日～編入予定)</p>					
補足事項	施行期日 令和6年4月1日					

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第9号	議案名	琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について			
目的	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正において法別表第2が削除されることに伴い、琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の定義規定部分及び引用部分を改正するもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、特定個人情報の提供の範囲等が規定された「別表第2」が削除され、定義規定その他所要の改正が行われたことに伴い、当町の番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中の定義規定部分及び引用部分を改正する。また、改正法により、外国人の生活保護適用に関しても法律の適用となるため、別表から削除するもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 定義規定の追加 「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」の用語の定義を追加。</p> <p>(2) 引用部分の改正 「法別表第2」の引用部分をそれぞれ新たに定義された用語に改正。表中の改正法引用部分につき、改正法により新たに番号法が適用されるため、条例中の規定を削除。</p>					
補足事項	施行期日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。					

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課(選挙管理 委員会事務局)	種別	条例
議案番号	議案第10号	議案名	琴浦町議会議員及び琴浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について			
目的	公職選挙法施行令の改正に伴い、公費負担の上限額を引き上げるため所要の改正を行うもの。					
内容	1 概要 近年の物価変動等を受け公職選挙法施行令が改正され、選挙運動用自動車の使用等の、各種公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、「琴浦町議会議員及び琴浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に定める選挙運動用自動車の借上契約、燃料供給、選挙運動用ビラの作成に係る単価を改正し、限度額を引き上げるもの。					
	2 改正内容					
	改正項目		改正後		改正前	
	自動車借入契約(レンタル)		16,100円/日		15,800円/日	
	燃料供給契約		7,700円/日		7,560円/日	
	選挙運動用ビラ		7円73銭/枚		7円51銭/枚	
○自動車使用における運転手の雇用単価については、施行令の改正がないため改正なし。 ○選挙ポスター作成単価については、現行の規定で今回の引き上げ幅も許容できるため、改正なし。						
補足事項	施行期日 公布の日から施行し、施行前に告示された選挙については従前の例による。					

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例																
議案番号	議案第11号	議案名	琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について																			
目的	町長、副町長及び教育長の給料月額を改定することに関し、所要の改正を行う。																					
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>令和6年2月1日にあった鳥取県中部地区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、町長、副町長及び教育長の給料月額を改定する。</p> <p style="text-align: right;">単位：円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>改定後</th> <th>改訂前</th> <th>引上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td>829,000</td> <td>827,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>663,000</td> <td>662,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>622,000</td> <td>621,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>						職名	改定後	改訂前	引上額	町長	829,000	827,000	2,000	副町長	663,000	662,000	1,000	教育長	622,000	621,000	1,000
	職名	改定後	改訂前	引上額																		
町長	829,000	827,000	2,000																			
副町長	663,000	662,000	1,000																			
教育長	622,000	621,000	1,000																			
	<p>2 施行期日等</p> <p>令和6年4月1日</p>																					
補足事項	施行期日 令和6年4月1日																					

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例																																
議案番号	議案第12号	議案名	琴浦町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について																																			
目的	鳥取県中部地区特別職報酬等審議会答申が行われた事を受け、特別職非常勤職員報酬額について改正を行う。																																					
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>令和6年2月1日にあった鳥取県中部地区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、主要特別職非常勤職員について報酬月額を改定する。</p> <p>【改正対象となる職と改正額（月額）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>改正後（R6年度～）</th> <th>改正前（～R5年度）</th> <th>増額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代表監査委員</td> <td>50,900円</td> <td>50,700円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>36,500円</td> <td>34,300円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>農業委員会会長</td> <td>56,500円</td> <td>56,300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>農業委員会会長職務代理者</td> <td>43,100円</td> <td>40,800円</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td>農業委員会委員</td> <td>40,500円</td> <td>38,100円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>農業委員会農地利用最適化推進委員</td> <td>40,500円</td> <td>38,100円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>教育委員会委員</td> <td>40,500円</td> <td>35,800円</td> <td>4,700円</td> </tr> </tbody> </table>						職名	改正後（R6年度～）	改正前（～R5年度）	増額	代表監査委員	50,900円	50,700円	200円	監査委員	36,500円	34,300円	2,200円	農業委員会会長	56,500円	56,300円	200円	農業委員会会長職務代理者	43,100円	40,800円	2,300円	農業委員会委員	40,500円	38,100円	2,400円	農業委員会農地利用最適化推進委員	40,500円	38,100円	2,400円	教育委員会委員	40,500円	35,800円	4,700円
	職名	改正後（R6年度～）	改正前（～R5年度）	増額																																		
代表監査委員	50,900円	50,700円	200円																																			
監査委員	36,500円	34,300円	2,200円																																			
農業委員会会長	56,500円	56,300円	200円																																			
農業委員会会長職務代理者	43,100円	40,800円	2,300円																																			
農業委員会委員	40,500円	38,100円	2,400円																																			
農業委員会農地利用最適化推進委員	40,500円	38,100円	2,400円																																			
教育委員会委員	40,500円	35,800円	4,700円																																			
補足事項	施行期日 令和6年4月1日																																					

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第13号	議案名	在宅勤務等手当及び会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する関係条例の整備に関する条例の制定について			
目的	人事院勧告に伴う国家公務員給与改定並びに地方自治法改正に伴う職員給与に関する所要の改正を行う。					
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>(1) 在宅勤務等手当の新設</p> <p>令和5年人事院勧告にて勧告され、国家公務員において令和6年度から施行される標記制度について、制度導入を行う。</p> <p>【手当の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1ヶ月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給（支給趣旨：在宅勤務に伴う光熱・水道費等の負担軽減） ・手当額：月額3,000円 ・在宅勤務手当が支給される月は通勤手当を2分の1に減額 ・制定対象：正規職員 <p>(2) 会計年度任用職員への勤勉手当支給</p> <p>令和6年4月1日に改正地方自治法が施行され、パートタイム会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となる。（フルタイム会計年度任用職員については、地方自治法上は支給が可能であったが、国が支給しないことを基本として来ていた）この改正に合わせて、国から技術的助言として会計年度任用職員に勤勉手当の支給を適正に行うよう通知が来ており、所用の改正を行い支給を開始する。</p> <p>【会計年度任用職員勤勉手当の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：任期6月以上で、週あたり勤務時間15.5時間以上の勤務時間が見込まれる会計年度任用職員（期末手当支給要件と同じ） ・支給率：人事評価を年2回実施し、評価結果に基づき正規職員と同様（100分の84から100分の124）の支給率を設定して支給を実施 					
補足事項	施行期日 令和6年4月1日					

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第14号	議案名	琴浦町行政財産使用料条例の一部改正について			
目的	行政財産使用用途の多様化に対応するため、本条例を一部改正するもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>脱炭素社会の実現に向け公共施設への再生エネルギー導入推進にともなう太陽光発電設備設置など、行政財産使用用途の多様化に対応するため、本条例を一部改正し対応を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 別表（第2条関係）の改正</p> <p>ア 別表（第2条関係）について、「1土地」と「2建物その他の工作物」に表を分ける。【現行：土地のみ】</p> <p>イ 1土地について、区分「電気事業者及び電気通信事業のため土地を使用させる場合」の詳細項目「共架設備」を追加する。</p> <p>ウ 1土地について、区分「水道事業、ガス事業等のため土地を使用させる場合」を追加する。</p> <p>エ 1土地について、区分の追加に伴い使用料の一部を改正する。</p> <p>オ 2建物その他の工作物について、区分は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業者及び電気通信事業のため ・通勤等のため、駐車場として使用させる場合 ・太陽光発電設備による発電のため使用させる場合 <p>(2) 備考の改正</p> <p>ア 電気、水道、ガス事業者等のため使用させる場合にあつては、月割りをもちて計算する。【現行：電気事業者について、1年単位】</p> <p>イ 「共架設備」について、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線その他の設備をいうものとする。【追加】</p> <p>ウ 使用面積について、端数処理の方法を定める。【追加】</p> <p>エ 「基準額」の算出方法について定める。【現行：別表内で示す】</p> <p>オ 一件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とする。【追加】</p>					

【変更後】

1 土地

区分		使用料		
		単位	金額	
電気事業者及び電気通信事業のため土地を使用させる場合	共架設備	使用する電柱又は電話柱1本につき1年	1,500円	
	その他のもの		電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額	
通勤等のため、駐車場として土地を使用させる場合		1台1年につき	使用許可を受ける者の受益の程度等を勘案して町長が別に定める額	
水道事業、ガス事業等のため土地を使用させる場合	ハンドホール又はマンホール		1個につき1年 基準額に3.3を乗じて得た額	
	水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 基準額に0.3を乗じて得た額	
		外径が0.3メートル以上0.5メートル未満のもの		基準額に0.4を乗じて得た額
		外径が0.5メートル以上のもの		基準額に0.5を乗じて得た額
上記以外の用途で土地を使用させる場合		1年につき	基準額	

2 建物その他の工作物

区分	使用料	
	単位	金額
電気事業者及び電気通信事業のため使用させる場合	1年につき	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額
通勤等のため、駐車場として使用させる場合	1台1年につき	使用許可を受ける者の受益の程度等を勘案して町長が別に定める額
太陽光発電設備による発電のため使用させる場合		使用の許可を受ける者と町長が協議して定める額

備考

- 1 土地に係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、次に定めるところにより計算するものとする。
 - (1) 電気、水道、ガス事業等のため使用させる場合にあつては、月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
 - (2) (1) 以外の場合にあつては、日割りをもって計算する。ただし、これにより難しい場合は、許可を受けるものと町長が協議して定める額とする。
 - (3) 算出した使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 2 「共架設備」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線その他の設備をいうものとする。
- 3 使用面積若しくは物件の長さが1平方メートル未満であるとき、又はこの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 4 「基準額」とは、使用させる土地の前年分の相続税課税標準価格に100分の4を乗じて得た額をいう。
- 5 一件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とする。

補足事項

施行期日 公布の日

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第15号	議案名	琴浦町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について			
目的	長期継続契約を締結することができる契約のうち、車両を借受ける契約の期間の上限を5年から7年へ改めるため、本条例を一部改正するもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>長期継続契約を締結することができる契約については、その期間を5年以内として運用を行ってきたが、公用車のリース期間について7年以内での契約を可能とするよう本条例を一部改正し対応を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 長期継続契約の期間（第3条）の改正</p> <p>ア 車両について、7年以内とする規定を追加する。</p> <p>イ ケーブルテレビ伝送路の共架等に係る契約について、期間を5年以内と明確にする。</p> <p>ウ その他町長が必要と認める規定について削除を行う。</p>					
	改正後			改正前		
	<p>(長期継続契約の期間)</p> <p>第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間以内とする。</u></p> <p>(1) <u>前条第1号イ及びウ、並びに第2号から第4号までに掲げる契約</u> 5年</p> <p>(2) <u>前条第1号アに掲げる契約</u> 7年</p>			<p>(長期継続契約の期間)</p> <p>第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、<u>5年以内とする。ただし、前条第3号の規定に基づく契約、及びその他町長が必要と認めるものについては、この限りでない。</u></p>		
補足事項	<p>施行日 公布の日</p> <p>経過措置 この条例の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。</p>					

令和6年3月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	条例																					
議案番号	議案第16号	議案名	琴浦町介護保険条例の一部改正について																							
目的	第9期琴浦町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定に伴い、介護保険料を見直し、所要の改正を行うもの。																									
内容	<p>1 概要</p> <p>介護報酬の改定等、今後の介護給付費の増加を見据え、介護保険料基準額を増額するとともに、低所得者の保険料上昇を抑制するため、1号被保険者間での所得再配分機能（多段階化、低所得者の標準乗率の引下げ、高所得者の標準乗率の引上げ）を強化する。</p> <p>(1) 介護保険料基準額の増額（第2条関係）</p> <p>第9期琴浦町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（計画期間：令和6年度～8年度）の策定に伴い算出した給付見込額に基づき、介護保険料基準額の増額を行う。</p> <p>基準年額 68,400円 ⇒ 69,600円（第2条第1項第5号） （基準月額 5,700円 ⇒ 5,800円）</p> <p>(2) 多段階化</p> <p>13段階まで乗率、基準所得ともに国標準を準拠。14段階については第8期計画820万円以上の段階を継続し、乗率2.5として段階を追加。</p> <table border="1" data-bbox="322 1279 1414 1429"> <thead> <tr> <th></th> <th>第9期計画（R6～R8）</th> <th>第8期計画（R3～R5）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町段階（率）</td> <td>14段階（0.285～2.5）</td> <td>12段階（0.3～2.3）</td> </tr> <tr> <td>（参考）国標準（率）</td> <td>13段階（0.285～2.4）</td> <td>9段階（0.3～1.7）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 低所得者の標準乗率の引下げ（国標準を準拠）</p> <table border="1" data-bbox="322 1525 1414 1771"> <thead> <tr> <th></th> <th>第9期計画（R6～R8） 基準年額 69,600円</th> <th>第8期計画（R3～R5） 基準年額 68,400円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階 金額（率）</td> <td>19,840円（0.285）</td> <td>20,520円（0.3）</td> </tr> <tr> <td>第2段階 金額（率）</td> <td>33,760円（0.485）</td> <td>34,200円（0.5）</td> </tr> <tr> <td>第3段階 金額（率）</td> <td>47,680円（0.685）</td> <td>47,880円（0.7）</td> </tr> </tbody> </table>						第9期計画（R6～R8）	第8期計画（R3～R5）	町段階（率）	14段階（0.285～2.5）	12段階（0.3～2.3）	（参考）国標準（率）	13段階（0.285～2.4）	9段階（0.3～1.7）		第9期計画（R6～R8） 基準年額 69,600円	第8期計画（R3～R5） 基準年額 68,400円	第1段階 金額（率）	19,840円（0.285）	20,520円（0.3）	第2段階 金額（率）	33,760円（0.485）	34,200円（0.5）	第3段階 金額（率）	47,680円（0.685）	47,880円（0.7）
		第9期計画（R6～R8）	第8期計画（R3～R5）																							
	町段階（率）	14段階（0.285～2.5）	12段階（0.3～2.3）																							
	（参考）国標準（率）	13段階（0.285～2.4）	9段階（0.3～1.7）																							
		第9期計画（R6～R8） 基準年額 69,600円	第8期計画（R3～R5） 基準年額 68,400円																							
	第1段階 金額（率）	19,840円（0.285）	20,520円（0.3）																							
	第2段階 金額（率）	33,760円（0.485）	34,200円（0.5）																							
	第3段階 金額（率）	47,680円（0.685）	47,880円（0.7）																							
	補足事項	施行期日 令和6年4月1日																								

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	条例																					
議案番号	議案第17号	議案名	琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部改正について																								
目的	町が行う各種福祉サービス事業（介護）について、適正な応益負担とするため、定額としていた自己負担額を、事業に要する経費に応じた割合で設定するよう、所要の改正を行う。																										
内 容	1 概要 琴浦町介護予防教室及び琴浦町生活援助サービス事業については、民間への委託により事業を実施しており、最低賃金や介護報酬の改定等に応じた委託料を積算する必要がある。情勢に応じた適正な事業費及び応益負担とするため、事業に要する経費（委託料）と連動した自己負担額へ変更するもの。																										
	2 改正内容 （1）定額から委託料に対する割合へ変更する。（1円の位は四捨五入） （2）生活援助サービス事業「買物のみ利用の場合」の区分は廃止し、通常サービスに統合する。																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>種類</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">介護予防教室</td> <td>いきがい</td> <td>委託料の1割</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>はればれ</td> <td>委託料の1割</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>げんきもん</td> <td>委託料の2割</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活援助サービス事業</td> <td>通常サービス</td> <td>1時間当たりの委託料に介護保険負担割合証の利用者負担割合を乗じて得た額</td> <td>1,500円に介護保険負担割合証の利用者負担割合を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>買物のみ</td> <td>通常サービスに統合</td> <td>1,000円に介護保険負担割合証の利用者負担割合を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>						事業名	種類	改正後	改正前	介護予防教室	いきがい	委託料の1割	150円	はればれ	委託料の1割	200円	げんきもん	委託料の2割	500円	生活援助サービス事業	通常サービス	1時間当たりの委託料に介護保険負担割合証の利用者負担割合を乗じて得た額	1,500円に介護保険負担割合証の利用者負担割合を乗じて得た額	買物のみ	通常サービスに統合	1,000円に介護保険負担割合証の利用者負担割合を乗じて得た額
	事業名	種類	改正後	改正前																							
	介護予防教室	いきがい	委託料の1割	150円																							
		はればれ	委託料の1割	200円																							
		げんきもん	委託料の2割	500円																							
	生活援助サービス事業	通常サービス	1時間当たりの委託料に介護保険負担割合証の利用者負担割合を乗じて得た額	1,500円に介護保険負担割合証の利用者負担割合を乗じて得た額																							
		買物のみ	通常サービスに統合	1,000円に介護保険負担割合証の利用者負担割合を乗じて得た額																							
	例) 自己負担額が増額の場合																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>種類</th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防教室</td> <td>いきがい</td> <td>210円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>はればれ</td> <td>210円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>生活援助サービス事業</td> <td>買物のみ</td> <td>150円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>						事業名	種類	令和6年度	令和5年度	介護予防教室	いきがい	210円	150円	〃	はればれ	210円	200円	生活援助サービス事業	買物のみ	150円	100円						
事業名	種類	令和6年度	令和5年度																								
介護予防教室	いきがい	210円	150円																								
〃	はればれ	210円	200円																								
生活援助サービス事業	買物のみ	150円	100円																								
補足事項	施行期日 令和6年4月1日																										

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	農林水産課	種別	条例															
議案番号	議案第18号	議案名	琴浦町船上山発電所基金条例の一部改正について																		
目的	基金が積立限度額に達した場合、超過した運用益を他の基金へ積み立てができるよう条例の一部を改正するもの。																				
内容	<p>1 概要</p> <p>基金が積立限度額を超えた場合、その超過分は国庫に納付する必要があるため、基金の運用から生ずる収益の整理又は処理について、積立限度額に達した場合には、他の基金へ積み立てができるように改正する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 船上山発電所欠損調整積立基金</p> <p>別表第4欄に掲げる運用益金の整理又は処理について、積立限度額に達した場合は、特別会計歳入歳出予算に計上して、別表第1欄に掲げる他の基金へ積み立てができるように改正する。</p> <p>(2) 船上山発電所災害準備積立基金</p> <p>別表第4欄に掲げる運用益金の整理又は処理について、積立限度額に達した場合は、特別会計歳入歳出予算に計上して、別表第1欄に掲げる他の基金へ積み立てができるように改正する。</p> <p>(3) 船上山発電所建設改良積立基金</p> <p>別表第4欄に掲げる運用益金の整理又は処理について、積立限度額に達した場合は、特別会計歳入歳出予算に計上して、別表第1欄に掲げる他の基金へ積み立てができるように改正する。</p> <p>参考 別表第1欄に掲げる基金の名称と現状</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の名称</th> <th>積立金額 (R5.12月末)</th> <th>積立限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 船上山発電所欠損調整積立基金</td> <td>13,250,434円</td> <td>13,260,000円</td> </tr> <tr> <td>2 船上山発電所災害準備積立基金</td> <td>12,297,682円</td> <td>46,903,000円</td> </tr> <tr> <td>3 船上山発電所建設改良積立基金</td> <td>47,431,018円</td> <td>75,045,000円</td> </tr> <tr> <td>4 船上山発電所修繕積立基金</td> <td>17,100円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						基金の名称	積立金額 (R5.12月末)	積立限度額	1 船上山発電所欠損調整積立基金	13,250,434円	13,260,000円	2 船上山発電所災害準備積立基金	12,297,682円	46,903,000円	3 船上山発電所建設改良積立基金	47,431,018円	75,045,000円	4 船上山発電所修繕積立基金	17,100円	—
基金の名称	積立金額 (R5.12月末)	積立限度額																			
1 船上山発電所欠損調整積立基金	13,250,434円	13,260,000円																			
2 船上山発電所災害準備積立基金	12,297,682円	46,903,000円																			
3 船上山発電所建設改良積立基金	47,431,018円	75,045,000円																			
4 船上山発電所修繕積立基金	17,100円	—																			
補足事項	施行期日 公布の日																				

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	社会教育課	種別	条例																																
議案番号	議案第 19 号	議案名	琴浦町文化財保護条例の一部改正について																																			
目的	<p>琴浦町指定無形文化財について、当該指定無形文化財の保持者及び保持団体の認定について定めるもの。また、琴浦町指定無形民俗文化財について新たに定めるもの。</p>																																					
内容	<p>1 概要</p> <p>指定無形文化財の「保持者及び保持団体の認定」と、「指定無形民俗文化財の指定」について現在、条文に定めがないため、追加して改正するもの。</p> <p>なお、今後に向けて条例整備するもので、現時点で新たに指定するものではない。</p> <p>無形の文化財の保護制度 下線は今回改正で追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">文化財の分類</th> <th rowspan="2">文化財の種別</th> <th colspan="2">保護の区分</th> <th colspan="2">保存者等</th> <th rowspan="2">町指定</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>町</th> <th>国</th> <th>町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無形文化財</td> <td>芸能 能楽、歌舞伎など</td> <td rowspan="2">指定</td> <td rowspan="2">指定</td> <td>認定 人間国宝</td> <td><u>認定</u></td> <td rowspan="2">・以西踊り ※本来は無形民俗文化財</td> </tr> <tr> <td>工芸技術 陶芸、金工など</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">無形民俗文化財</td> <td>民俗芸能 神楽、盆踊りなど</td> <td rowspan="3">登録 選択</td> <td rowspan="3">選択</td> <td rowspan="3">保護団体 ※法の規定なし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>民俗技術 道具の製作技術など</td> <td><u>指定</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>風俗慣習 ねぶたなど</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 改正の主な内容</p> <p>【改正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無形文化財の指定にかかる条文に当該指定無形文化財の<u>保持者又は保持団体の認定</u>の追加（第 19 条第 2 項） ・指定無形文化財の解除にかかる条文に<u>保持者又は保持団体の認定解除</u>を追加（第 20 条第 1～3 項） ・指定無形文化財の保存、公開、保存に関する助言又は勧告にかかる条文に<u>保持団体</u>を追加（第 22 条、第 23 条、第 24 条） 						文化財の分類	文化財の種別	保護の区分		保存者等		町指定	国	町	国	町	無形文化財	芸能 能楽、歌舞伎など	指定	指定	認定 人間国宝	<u>認定</u>	・以西踊り ※本来は無形民俗文化財	工芸技術 陶芸、金工など	無形民俗文化財	民俗芸能 神楽、盆踊りなど	登録 選択	選択	保護団体 ※法の規定なし			民俗技術 道具の製作技術など	<u>指定</u>		風俗慣習 ねぶたなど		
文化財の分類	文化財の種別	保護の区分		保存者等		町指定																																
		国	町	国	町																																	
無形文化財	芸能 能楽、歌舞伎など	指定	指定	認定 人間国宝	<u>認定</u>	・以西踊り ※本来は無形民俗文化財																																
	工芸技術 陶芸、金工など																																					
無形民俗文化財	民俗芸能 神楽、盆踊りなど	登録 選択	選択	保護団体 ※法の規定なし																																		
	民俗技術 道具の製作技術など				<u>指定</u>																																	
	風俗慣習 ねぶたなど																																					

・民俗文化財の指定、解除にかかる条文に有形民俗文化財、無形民俗文化財の規定を追加（第25条、第26条）

改正後	改正前
<p>(滅失又は<u>毀損</u>等)</p> <p>第10条 町指定保護文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは<u>毀損</u>し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合はその者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(指定)</p> <p>第19条 教育委員会は、無形文化財のうち町にとって重要なものを琴浦町指定無形文化財(以下「町指定無形文化財」という。)に指定することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、<u>当該町指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)</u>を認定しなければならない。</p> <p>3 <u>第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該町指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。</u></p> <p>(解除)</p> <p>第20条 町指定無形文化財が町指定無形文化財としての価値を失ったとき、その他特殊な事由が生じたときは、その指定<u>及び保持者又は保持団体の認定</u>を解除することができる。</p> <p>2 町指定無形文化財について国又は県の</p>	<p>(滅失又は<u>き損</u>等)</p> <p>第10条 町指定保護文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは<u>き損</u>し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合はその者)は、速やかにその旨を教育委員会に出なければならない。</p> <p>(指定)</p> <p>第19条 教育委員会は、<u>所有者の同意</u>で無形文化財のうち町にとって重要なものを琴浦町指定無形文化財(以下「町指定無形文化財」という。)に指定することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、<u>その旨を告示とともに当該町指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとする者に通知しなければならない。</u></p> <p>(解除)</p> <p>第20条 町指定無形文化財が町指定無形文化財としての価値を失ったとき、その他特殊な事由が生じたときは、その指定を解除することができる。</p> <p>2 町指定無形文化財について国又は県の</p>

	<p>文化財の指定及び保持者又は保持団体の認定があったときは、町指定文化財の指定及び保持者又は保持団体の認定は解除されたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合は、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該町指定無形文化財の保持者及び保持団体に通知しなければならない。</p> <p>(保持者又は保持団体の氏名の変更等)</p> <p>第21条 略</p> <p><u>2 保持団体が名称、所在地若しくは代表者を変更し、又は解散したとき、その他の事由が生じたときは、保持団体の代表者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(保存)</p> <p>第22条 教育委員会は、町指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、町指定無形文化財について、記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適切な措置を行い、又は保持者又は保持団体その他保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。</p> <p>(公開)</p> <p>第23条 教育委員会は、町指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し町指定無形文化財の公開を勧告又は命ずることができる。</p> <p>(保存に関する助言又は勧告)</p> <p>第24条 教育委員会は、町指定無形文化財の保持者、保持団体その他保存に当たることを適当と認める者に対しその保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>(指定)</p>	<p>文化財の指定があったときは、町指定文化財の指定は解除されたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合は、教育委員会は、それを告示するとともに、当該町指定無形文化財の保持者に通知しなければならない。</p> <p>(保持者の氏名の変更等)</p> <p>第21条 略</p> <p>(保存)</p> <p>第22条 教育委員会は、町指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、町指定無形文化財について、記録の作成、伝承者の養成その他その保存に適切な措置を行い、又は保持者その他保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部をの範囲内で補助することができる。</p> <p>(公開)</p> <p>第23条 教育委員会は、町指定無形文化財の保持者に対し町指定無形文化財の公開を勧告又は命ずることができる。</p> <p>(保存に関する助言又は勧告)</p> <p>第24条 教育委員会は、町指定無形文化財の保持者その他保存に当たることを適当と認める者に対しその保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>(指定)</p>
--	---	--

	<p>第25条 教育委員会は、所有者等の同意を得て、有形の民俗文化財のうち町にとって重要なものを琴浦町指定有形民俗文化財(以下「町指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財のうち町にとって重要なものを琴浦町指定無形民俗文化財(以下「町指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。</p> <p>2 略 (解除)</p> <p>第26条 教育委員会は、町指定有形民俗文化財、町指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その指定を解除することができる。</p> <p>2 前項の指定の解除には、第6条第2項及び第4項の規定を準用する。 (現状の変更)</p> <p>第27条 町指定有形民俗文化財の現状を変更しようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 町指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更に関し必要な指示をすることができる。 (町指定有形民俗文化財に関する準用規定)</p> <p>第28条 第7条から第13条まで及び第15条から第18条までの規定は、町指定有形民俗文化財について準用する。</p>	<p>第25条 教育委員会は、所有者等の同意を得て、有形の民俗文化財のうち町にとって重要なものを琴浦町指定民俗文化財(以下「町指定民俗文化財」という。)に指定することができる。</p> <p>2 略 (解除)</p> <p>第26条 町指定民俗文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その指定を解除することができる。</p> <p>2 前項の指定の解除には、第6条第2項及び第4項の規定を準用する。 (現状の変更)</p> <p>第27条 町指定民俗文化財の現状を変更しようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 町指定民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更に関し必要な指示をすることができる。 (町指定民俗文化財に関する準用規定)</p> <p>第28条 第7条から第13条まで及び第15条から第18条までの規定は、町指定民俗文化財について準用する。</p>
補足事項	<p>施行期日 公布の日</p>	

令和6年3月定例議会 議案概要		担当課	監査委員事務局	種別	条例
議案番号	議案第20号	議案名	琴浦町監査委員条例の一部改正について		
目的	<p>地方自治法の一部改正に伴って、監査委員条例の一部を改正するもの及び「職員の賠償責任の決定等」の期限の規定について、実態に合わせて削除するための所要の改正を行うもの。</p>				
内容	<p>1 概要</p> <p>1) 地方自治法の引用条の改正：法第243条の2の2を法第243条の2の8とするもの。</p> <p>2) また、第10条 監査委員は、法第243条の2の2第3項の規定による賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、その日から10日以内に、同条第8項の規定による意見を求められたときは、その日から10日以内に町長に通知又は提出しなければならない。」とある規定は、受理した日から決定までの期間が10日以内とあり、現に困難であるため、この条文を削除し、第4条で「要求を受理した日から10日以内に着手しなければならない。」と改める。</p> <p>2 施行日 令和6年4月1日から施行する。</p>				
補足事項	施行期日 令和6年4月1日				

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例
議案番号	議案第21号	議案名	琴浦町住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止する条例について			
目的	住宅新築資金等貸付事業の起債償還が完了したので、琴浦町住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止する。					
内容	<p>住宅新築資金等貸付事業について、町債の償還に必要な財源を積み立てるため当該基金を設置していたが、令和3年度に起債の償還が完了したので、本条例を廃止する。</p> <p>なお、当該基金残高はないため、廃止に伴う予算措置等は発生しない。</p>					
補足事項	施行期日 公布の日					

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第22号	議案名	令和5年度琴浦町一般会計補正予算(第13号)			
目的	国の補正予算を活用し、ため池防災減災対策推進事業及び農地中間管理機構関連農地整備事業に必要な経費を追加するほか、農業体質強化基盤整備促進支援事業、除雪対策事業など各種事業の追加、令和5年度の事業費確定及び決算見込みによる減額補正を行うもの。					
内容	1 補正額 [単位：千円]					
			補正前予算額	補正額	補正後予算額	
			13,587,602	△188,061	13,399,541	
	2 主な追加内容					
	歳入予算の主な補正内容については、次のとおりである。					
	[単位：千円]					
	款名称等	補正額	主な内容			
	町税	△12,121	・町民税(現年)		△1,856	
			・固定資産税(現年)		△9,000	
	地方消費税交付金	△18,800	・地方消費税交付金		△18,800	
	地方交付税	60,735	・普通交付税		60,735	
	国庫支出金	△3,817	・母子保健衛生費補助金		3,374	
			・デジタル田園都市国家構想交付金		△4,144	
・空き家対策総合支援交付金			△1,968			
県支出金	1,324	・農業用施設災害復旧費過年度補助金		14,011		
		・農地災害復旧過年度補助金		10,526		
		・中山間地域等直接支払推進事業費補助金		△16,109		
		・多面的機能支払事業費補助金		△9,210		
		・農地中間管理事業費補助金		△4,600		
寄附金	△89,000	・ふるさと未来夢寄附金		△89,000		
繰入金	△54,892	・ふるさと未来夢基金繰入金		△37,899		
		・公共施設等建設基金繰入金		△16,799		
町債	△84,700	・保健センター空調設備改修事業		△20,600		
		・定住促進事業		△14,700		
		・浦安地区公民館除却事業		△65,200		
		・東伯総合公園改修事業		13,700		
その他	13,210	・財産収入(基金利子)		6,129		
合計	△188,061					

歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。

(1) ため池防災減災対策推進事業 [10,472 千円]

ア 事業説明

国の補正予算を受けて、県営農地防災事業（松谷第3ため池改修事業）を早期に対応するため、事業費の11%を町として負担する。（令和6年度繰越事業）

イ 経費

県営農地防災事業負担金 [10,472 千円]

ウ 財源

町債 [10,400 千円]

一般財源 [72 千円]

(2) 山村代行負担金 [1,442 千円]

ア 事業説明

国の補正予算を受けて、県が実施する町道立子大熊線大山橋架替事業の進捗促進を図るため、事業費の5%を町として負担する。（令和6年度繰越事業）

イ 経費

山村代行県執行負担金 [1,442 千円]

ウ 財源

町債 [1,400 千円]

一般会計 [42 千円]

(3) 農地中間管理機構関連農地整備事業 [3,700 千円]

ア 事業説明

国の補正予算を受けて、県営農地集積加速化農地整備事業（森藤・平和地区）を早期に対応するため、事業費の10%を町として負担する。（令和6年度繰越事業）

イ 経費

県営農地集積加速化農地整備事業負担金 [3,700 千円]

ウ 財源

町債 [3,700 千円]

(4) 農業体質強化基盤整備促進支援事業 [3,155 千円]

ア 事業説明

森藤地区畑かん新設工事において設計変更が必要となるため、工事費に不足が生じることから増額補正する。

イ 経費

	<p style="text-align: center;">森藤地区畑かん新設工事 [3, 155 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p style="padding-left: 2em;">県支出金 [1, 991 千円]</p> <p style="padding-left: 2em;">地元負担金 [158 千円]</p> <p style="padding-left: 2em;">一般財源 [1, 006 千円]</p> <p>(5) 障がい者地域生活支援センター事業 [774 千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p style="padding-left: 2em;">社会福祉法に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされているが、障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いが明確に周知されていなかった。当該事業が社会福祉事業に該当するものと誤認し、消費税を非課税として取り扱っていたことにより、当該事業の委託事業者が消費税及び延滞税を遡及して納付することとなり、委託者である1市4町が負担する。</p> <p>イ 経費</p> <p style="padding-left: 2em;">障がい者地域生活支援センター事業委託料（過年度分） [774 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p style="padding-left: 2em;">一般財源 [774 千円]</p> <p>(6) 町税過誤納金の償還金 [669 千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p style="padding-left: 2em;">町県民税について、納税義務者による更正の請求及び過年度分確定申告による税額変更があり、償還金に不足が生じることから、増額補正する。</p> <p>イ 経費</p> <p style="padding-left: 2em;">償還金 [669 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p style="padding-left: 2em;">一般財源 [669 千円]</p> <p>(7) 除雪対策事業 [10, 000 千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p style="padding-left: 2em;">1月下旬の積雪により、除雪経費に不足が生じることから、積雪時の道路交通の確保を図るため、除雪にかかる必要経費を追加する。</p> <p>イ 経費</p> <p style="padding-left: 2em;">除雪車両等維持管理費（修繕費） [1, 500 千円]</p> <p style="padding-left: 2em;">倒木伐採等手数料 [500 千円]</p> <p style="padding-left: 2em;">除雪業務委託料 [1, 000 千円]</p> <p style="padding-left: 2em;">除雪車借上料 [7, 000 千円]</p>
--	---

ウ 財源

一般財源 [10,000 千円]

(8) がんばる漁業漁業者支援事業補助金 [75 千円]

ア 事業説明

漁業経費の増加、魚価の低迷に対し、漁業経営の改善を図るため、高効率化エンジン導入のほか、プロペラ軸などの修繕経費も補助金の対象経費とし、経費の一部を助成する。

イ 経費

がんばる漁業漁業者支援事業補助金 [75 千円]

ウ 財源

一般財源 [75 千円]

(9) 国保財政基盤強化対策繰出金 [3,312 千円]

ア 事業説明

国民健康保険制度の改正に伴い令和6年1月より新設された産前産後期間の保険税軽減に対する繰出しを行う。(基盤安定分)

今年度分の国民健康保険税算定結果に伴い、財政安定化支援繰出金を増額する。(財政安定化支援分)

第三者求償事務の実績に伴う国保連合会への支払手数料増額により、事務費繰出金を増額する。(事務費分)

イ 経費

繰出金 (基盤安定分) [12 千円]

繰出金 (財政安定化支援分) [3,272 千円]

繰出金 (事務費分) [28 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [5 千円]

県支出金 [2 千円]

一般財源 [3,305 千円]

(10) ふるさと納税 [△122,305 千円]

ア 事業説明

令和5年10月総務省のふるさと納税ルール改定の影響を受け、ふるさと納税が落ち込み、寄附金が減少したことから事業費を減額する。

イ 経費

記念品 [△18,776 千円]

基金積立金 [△88,406 千円]

事務費（通信運搬費・ポータルサイト委託料等） [△15,123 千円]
 ウ 財源
 寄附金 [△89,000 千円]
 基金繰入金 [△33,305 千円]

(11)減額事業 [△292,118 千円]

ア 主な減額事業 [単位：千円]

事業名	金額
ふるさと納税	△122,305
浦安地区公民館移転事業	△68,690
日本型直接支払交付金事業	△32,863
空き家対策事業（危険空き家行政代執行）	△10,052
農業研修事業	△4,693
農地中間管理事業	△4,600
まちづくりセンター推進事業	△500
駅舎活用・駅前魅力化事業	△170

3 繰越明許費

ア 追加 [単位：千円]

事業名	金額
新型コロナウイルスワクチン接種事業	500
旧以西小学校改修事業	4,917
光ケーブル施設維持管理事業	2,838
東伯文化センター空調更新事業	19,687
地域医療介護総合確保基金事業	44,826
果樹振興対策事業	15,420
農地中間管理機構関連農地整備事業	5,183
森藤地区畑かん整備事業	10,785
ため池防災減災対策推進事業	17,622
田越・笠見地区浸水対策推進事業	54,461
県営基幹水利施設更新事業	3,732
がんばる漁業者支援事業	1,312
漁業経営開始円滑化事業	20,000
防災減災浸水被害防止対策事業	30,500
町営住宅一里松団地屋根改修事業	43,906
家賃滞納明渡し強制執行事業	650
危険空き家解体事業	15,900
東伯総合公園整備事業	4,248

イ 変更

[単位：千円]

事業名	補正前 金額	補正後 金額
町道等改良整備事業	29,510	122,558

4 債務負担行為

ア 変更

[単位：千円]

事業名		補正前	補正後
未来人材奨学金返還支援事業 (令和5年度分)	期間	令和6年度から 令和19年度まで	令和6年度から 令和16年度まで
	限度額	14,000	2,013
令和5年度エネルギー・原材料価格 高騰対策特別金融支援事業補助金	期間	令和6年度から 令和8年度まで	令和6年度から 令和9年度まで
	限度額	2,317	6,102

イ 廃止

[単位：千円]

事項	期間	限度額
児童用タブレットセットリース業務	令和6年度から令和10年度まで	33,317

5 基金残高

ア 主な基金

[単位：千円]

基金名	補正額	補正後残高(見込)
財政調整基金	29,000	986,180
減債基金	27,579	317,907

補足事項

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第23号	議案名	令和5年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)			
目的	実績見込みに伴い、事務費及び保険給付費等の増額を行うもの。また、歳入については国庫支出金等の増額を行い、増額分の基金取崩し額を減額するもの。国庫支出金の補正分については、一般会計へ繰り出しを行うもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額	補正後予算額		
	2,014,543		41,258	2,055,801		
	2 主な計上内容					
	【歳入】					
	款名称等	補正額	主な補正理由			
	国庫支出金	7	マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報費用分			
	県支出金	41,052	保険給付費の増額分			
	財産収入	171	基金運用収益			
	一般会計繰入金	3,311	【新】産前産後保険税繰入金を新設。実績見込みによる職員給与費等繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の増額。			
基金繰入金	△3,283	一般会計繰入金増額に伴い減額				
合 計	41,258					
【歳出】						
(1) 総務費 [28千円]						
ア 事業説明						
第三者求償事務実績に伴い、国保連合会への手数料増額を行うもの。						
イ 経費						
一般管理費 [28千円]						
ウ 財源						
一般会計繰入金(職員給与等繰入金) [28千円]						
(2) 保険給付費 [41,052千円]						
ア 事業説明						
保険給付費の実績見込みにより経費の増額を行うもの。						
イ 経費						
(ア) 一般被保険者療養給付費 [29,457千円]						
(イ) 一般被保険者高額療養費 [11,595千円]						
ウ 財源						

	<p>(ア) 県支出金（普通交付金）[41,052 千円]</p> <p>(3) 国民健康保険事業費納付金 [財源組替]</p> <p>ア 事業説明 国民健康保険事業費納付金の充当について財源組替を行うもの。</p> <p>イ 経費 国民健康保険事業費納付金</p> <p>ウ 財源 (ア) 一般会計繰入金 [3,283 千円] (イ) 基金繰入金(財政調整基金分) [△3,283 千円]</p> <p>(4) 基金積立金 [171 千円]</p> <p>ア 事業説明 基金運用収益について、財政調整基金に積み立てるもの。</p> <p>イ 経費 基金積立金 [171 千円]</p> <p>ウ 財源 財産収入（利子及び配当金）[171 千円]</p> <p>(5) 諸支出金 [307 千円]</p> <p>ア 事業説明 国保税還付金の増額分について、予備費の一部と組替を行うもの。また、国保会計で受けた国保事業の国庫支出金を一般会計に繰り出すもの。</p> <p>イ 経費 還付金（一般被保険者保険税還付金）[300 千円] 諸費（繰出金）[7 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源（国保税等） [300 千円] 国庫支出金（社会保障・税番号制度システム整備費補助金）[7 千円]</p> <p>(6) 予備費 [△300 千円]</p> <p>ア 事業説明 予備費の一部と国保税還付金の増額分について、組替を行うもの。</p> <p>イ 経費 予備費 [△300 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源（国保税等） [△300 千円]</p>
補足事項	前年度末基金残高 70,418 千円－R5 基金取崩見込額 2,883 千円＝67,535 千円

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第24号	議案名	令和5年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第5号)			
目的	介護給付費準備基金の運用益収入に伴い、補正を行うもの。					
内容	1 補正額[単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	2,271,164		1,058		2,272,222	
	2 主な計上内容					
	(1)基金積立金[1,058千円]					
	ア 事業説明					
	介護給付費準備基金の利子を基金に積み立てるもの。					
	イ 財源					
	財産収入(基金積立金利子)[1,058千円]					
補足事項	令和5年度基金残高(見込)427,051千円					

令和6年3月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第25号	議案名	令和5年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(3号)		
目的	後期高齢者医療保険料の収入増額見込みに伴い、補正を行うもの。				
内 容	1 補正額 [単位：千円]				
	補正前予算額		補正額	補正後予算額	
	255,681		16,500	272,181	
内 容	2 計上内容				
	<p>【歳入】</p> <p>(1) 後期高齢者医療保険料 [16,500千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p>保険料収入の増額見込みに伴い、補正を行うもの。</p> <p>【歳出】</p> <p>(1) 後期高齢者医療広域連合納付金 [16,500千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p>保険料収入の増額見込みに伴い、負担金の増額を行うもの。</p> <p>イ 経費</p> <p>後期高齢者医療広域連合納付金 [16,500千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>後期高齢者医療保険料[16,500千円]</p>				
補足事項					

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	農林水産課	種別	予算						
議案番号	議案第26号	議案名	令和5年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第2号)									
目的	発電実績見込による歳入減額、歳出実績見込による減額及び修繕積立基金の増額を行うもの。											
内容	<p>1 補正額 [単位：千円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,486</td> <td>△902</td> <td>24,584</td> </tr> </tbody> </table>						補正前予算額	補正額	補正後予算額	25,486	△902	24,584
	補正前予算額	補正額	補正後予算額									
25,486	△902	24,584										
<p>2 主な計上内容</p> <p>(1) 電気事業費用[△432千円]</p> <p>ア 事業説明 基金利息の増額、歳出実績見込による増減額分を修繕積立基金に充てるもの。</p> <p>イ 経費</p> <p>(ア) 旅費[△15千円] (イ) 需用費[△1,117千円] (ウ) 委託料[△120千円] (エ) 積立金[1,039千円] (オ) 公課費[△219千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>(ア) 電力料[△464千円] (イ) 預金利息[32千円]</p> <p>(2) 予備費[△470千円]</p> <p>ア 事業説明 発電実績見込による歳入減額による減額を行うもの。</p> <p>イ 財源 電力料[△470千円]</p>												
補足事項												

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算												
議案番号	議案第27号	議案名	令和5年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第6号)															
目的	実績見込に伴い電気代、資産減耗費、消費税及び地方消費税、企業債償還金等の補正を行うほか、起債借入額の精査による組替補正等を行うもの。																	
内 容	1 補正額																	
	(1) 収入 単位：千円																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収入</td> <td>934,388</td> <td>△3,971</td> <td>930,417</td> </tr> <tr> <td>資本的収入</td> <td>345,856</td> <td>6,059</td> <td>351,915</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	収益的収入	934,388	△3,971	930,417	資本的収入	345,856	6,059	351,915
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額														
	収益的収入	934,388	△3,971	930,417														
	資本的収入	345,856	6,059	351,915														
	(2) 支出 単位：千円																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的支出</td> <td>930,614</td> <td>△7,046</td> <td>923,568</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>628,000</td> <td>783</td> <td>628,783</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	収益的支出	930,614	△7,046	923,568	資本的支出	628,000	783	628,783
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額														
	収益的支出	930,614	△7,046	923,568														
資本的支出	628,000	783	628,783															
2 主な計上内容																		
(1) 収入 収益的収入[△3,971千円]																		
ア 説明																		
下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の収入見込による補正のほか、収益的支出減額に伴い一般会計からの繰入金を減額するもの。																		
イ 経費																		
(ア) 営業収益[1,795千円]																		
a 下水道使用料[1,814千円]																		
b 農業集落排水処理施設使用料[△228千円]																		
c 排水設備指定工事店申請手数料[209千円]																		
(イ) 営業外収益 他会計補助金[△6,067千円]																		
(ウ) 特別利益 過年度損益修正益[301千円]																		
過年度分下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料																		
(2) 収入 資本的収入[6,059千円]																		
ア 説明																		
受益者負担金及び受益者分担金の収入見込による補正のほか、資本的支出の増額に伴い一般会計からの基準外繰入金を増額するもの。																		
イ 経費																		
(ア) 企業債[4,900千円]																		
(イ) 他会計出資金[△444千円]																		

	<p>(ウ) 負担金[1,603千円]</p> <p> a 受益者負担金[2,677千円]</p> <p> b 受益者分担金[△1,074千円]</p> <p>(3) 支出 収益的支出[△7,046千円]</p> <p> ア 説明</p> <p> 実績見込に伴う電気代、資産減耗費、消費税納付額の補正を行うもの。</p> <p> イ 経費</p> <p> (ア) 営業費用[△9,964千円]</p> <p> a 管路費[△1,540千円]</p> <p> (a) 光熱水費[△110千円]</p> <p> (b) 動力費[△1,430千円]</p> <p> b ポンプ場費 動力費[△110千円]</p> <p> c 処理場費 動力費[△7,040千円]</p> <p> d 総係費 報償費[△60千円]</p> <p> 実績見込に伴う受益者負担金・分担金に係る前納報奨金減額</p> <p> e 資産減耗費 固定資産除却費[△1,214千円]</p> <p> マンホールポンプ、非常通報装置、沈殿槽汚泥引抜ポンプ、公用車等の除却実績に伴う補正</p> <p> (イ) 営業外費用 消費税及び地方消費税[2,918千円]</p> <p>(4) 支出 資本的支出[783千円]</p> <p> ア 説明</p> <p> 東伯浄化センターし渣脱水機(スクリーンユニット)取替工事実施に伴う組替補正及び収益的支出(3条予算)より起債対象となる事務費相当部分の組替補正等を行うもの。</p> <p> イ 経費</p> <p> (ア) 建設改良費[1,155千円]</p> <p> a 管路建設改良費 工事請負費[△3,000千円]</p> <p> b 処理場費建設改良費[4,100千円]</p> <p> (a) 給料[640千円]</p> <p> (b) 備用品費[460千円]</p> <p> (c) 工事請負費[3,000千円]</p> <p> c 固定資産購入費[55千円]</p> <p> 井戸用メーター器購入費用として計上するもの。</p> <p> d 企業債償還金[△372千円]</p> <p> 公営企業会計適用債元金償還額の確定に伴う減額</p>
補足事項	

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第28号	議案名	令和6年度琴浦町一般会計予算			
目的	令和6年度の一般会計当初予算へ各種事業経費を計上するもの。					
内 容	1 予算額 [単位：千円]					
	本年度予算額		前年度予算額		比較	増減率
	12,526,000		12,150,307		+375,693	+3.1%
	2 主な計上内容					
	歳入の主な計上内容等については、次のとおりである。					
	(1) 町税 1,641,842千円 (△103,755千円、△5.9%)					
	ア 町民税個人(現年) 523,596千円 (△54,417千円、△9.4%)					
	イ 固定資産税(現年) 850,490千円 (△44,414千円、△5.0%)					
	ウ 軽自動車税環境性能割(現年) 5,652千円 (△1,265千円、△18.3%)					
	(2) 法人事業税交付金 27,320千円 (△1,234千円、△4.3%)					
(3) 地方消費税交付金 402,644千円 (△10,216千円、△2.5%)						
(4) 地方特例交付金 76,412千円 (+67,912千円、+799.0%)						
ア 定額減税による個人住民税減収補填 66,690千円 (+66,690千円、皆増)						
(5) 地方交付税 4,440,000千円 (+70,000千円、+1.6%)						
ア 普通交付税 4,200,000千円 (+50,000千円、+1.2%)						
イ 特別交付税 240,000千円 (+20,000千円、+9.1%)						
(6) 繰入金 834,731千円 (+160,940千円、+23.9%)						
ア 基金繰入金 816,491千円 (+152,709千円、+23.0%)						
①財政調整基金繰入金 389,500千円 (+216,793千円、+125.5%)						
②下水道事業推進基金繰入金 △63,688千円(△63,688千円、皆減)						
③農業集落排水事業推進基金繰入金 △19,844千円(△19,844千円、皆減)						
イ 特別会計繰入金 18,240千円 (+8,231千円、+82.2%)						
(7) 町債 1,410,300千円(△195,400千円、△12.2%)						
ア 臨時財政対策債 14,000千円 (△24,000千円、△63.2%)						
イ 過疎対策事業債 981,000千円 (△258,200千円、△20.8%)						

- (8) 国庫支出金 1,631,632 千円 (+526,835 千円、+47.7%)
- ア 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
242,823 千円 (+242,823 千円、皆増)
 - イ 道路更新防災等対策事業費補助金
220,218 千円 (+125,596 千円、+132.7%)
 - ウ 重層的支援体制整備事業交付金
37,190 千円 (+37,190 千円、皆増)
 - エ 住宅市街地総合整備事業補助金
84,538 千円 (+84,538 千円、皆増)
 - オ デジタル基盤改革支援補助金
68,100 千円 (+68,100 千円、皆増)
- (9) 県支出金 1,026,687 千円 (△206,054 千円、△16.7%)
- ア 林業・木材産業成長産業化促進対策事業費補助金
0 千円 (△83,462 千円、皆減)
 - イ 鳥取梨生産振興事業費補助金
29,140 千円 (△59,699 千円、△67.2%)
 - ウ スマート農業社会実装促進事業費補助金
666 千円 (△15,034 千円、△95.8%)
 - エ 園芸産地活力増進事業費補助金
7,090 千円 (△13,185 千円、△65.0%)
 - オ 中山間地域等直接支払推進事業費補助金
54,914 千円 (△11,992 千円、△17.9%)
- 歳出の主な計上内容等については、次のとおりである。
- (1) 総務費 2,474,167 千円 (△586,041 千円、△19.2%)
- ア 定額減税調整給付金支給事業
186,952 千円 (+186,952 千円、皆増)
 - イ ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業
122,795 千円 (△860,023 千円、△87.5%)
 - ウ 財産管理（普通財産） 90,071 千円 (+85,245 千円、+1,766%)
 - エ 物価高騰対応重点支援給付金
53,871 千円 (+53,871 千円、皆増)
 - オ 新型コロナウイルスワクチン接種事業
0 千円 (△24,087 千円、皆減)

(2)	民生費	3,400,909千円 (+57,147千円、+1.7%)
ア	障がい者自立支援給付費	579,878千円 (+22,220千円、+4.0%)
イ	児童手当支給事業	248,371千円 (+26,551千円、+12.0%)
ウ	特別医療費助成事業	123,349千円 (+5,189千円、+4.4%)
エ	後期高齢者医療事務(特別会計繰出金等)	
		379,530千円 (+5,212千円、+1.4%)
オ	住宅新築資金等債務整理事業	
		7,960千円 (+7,960千円、皆増)
(3)	衛生費	561,416千円 (+23,056千円、+4.3%)
ア	じん芥処理事業	225,286千円 (+1,517千円、+0.7%)
イ	し尿処理対策	37,819千円 (+8,227千円、+27.8%)
ウ	斎場管理	22,308千円 (+11,993千円、+116.3%)
エ	環境保全	9,297千円 (+8,212千円、+756.9%)
(4)	農林水産業費	977,426千円 (△127,977千円、△11.6%)
ア	果樹振興対策事業	42,213千円 (△60,275千円、△58.8%)
イ	農業後継者育成対策事業	39,960千円 (+12,731千円、+46.8%)
ウ	林業振興対策事業	32,345千円 (+8,463千円、+35.4%)
エ	畜産振興対策事業	27,879千円 (+14,770千円、+112.7%)
オ	担い手育成対策事業	24,381千円 (+12,200千円、+100.2%)
(5)	商工費	187,974千円 (+35,301千円、+23.1%)
ア	商工業の振興	53,903千円 (+23,194千円、+75.5%)
イ	観光振興事業	22,804千円 (+7,728千円、+51.3%)
ウ	一向平キャンプ場の管理と清掃活動事業	
		9,703千円 (△10,020千円、△50.8%)
(6)	土木費	1,261,823千円 (+204,085千円、+19.3%)
ア	町道等改良整備事業	575,127千円 (+296,460千円、+106.4%)
イ	除雪対策事業	27,933千円 (△28,891千円、△50.8%)
ウ	住宅管理事業	25,859千円 (△65,410千円、△71.7%)
エ	河川維持管理事業	22,900千円 (+20,700千円、+940.9%)
(7)	消防費	329,838千円 (△12,328千円、△3.6%)
ア	常備消防費	257,932千円 (+7,546千円、+3.0%)
イ	非常備消防事務経費	53,137千円 (△15,695千円、△22.8%)

(8)	教育費	1,778,271 千円 (+747,303 千円、+72.5%)
ア	生涯学習センター管理費	445,116 千円 (+408,205 千円、+1,106%)
イ	学校給食事業	228,631 千円 (+47,616 千円、+26.3%)
ウ	安田地区公民館事業	170,453 千円 (+169,341 千円、+15,229%)
エ	東伯総合公園改修事業	165,660 千円 (+165,660 千円、皆増)
オ	ICT 教育推進事業	6,169 千円 (△23,555 千円、△79.2%)
(9)	公債費	1,425,880 千円 (+25,725 千円、+1.8%)
ア	起債償還元金	1,347,327 千円 (+5,833 千円、+0.4%)
イ	起債償還利子・一時借入金利子	78,553 千円 (+19,892 千円、+33.9%)

1. 総務課

(1) 政策力アップ！職員アイデア研修事業 [5,114 千円] 【継続】

ア 事業説明

職員の政策能力向上と、実際の政策改善推進の両立を図る取り組みを行う。令和5年度から2か年にわたり実施しており、令和6年度は、研修を重ねた職員による政策コンテストを実施し、コンテスト高評価事業については令和7年度に予算化し実践する。

イ 経費

政策力アップ！職員アイデア研修委託料 [4,980 千円]
 審査員報償費 [134 千円]

ウ 財源

一般財源 [5,114 千円]

(2) ふるさと納税推進支援業務 [15,400 千円] 【新規】

ア 事業説明

ふるさと納税に係る寄附の受付、寄附情報等の管理、返礼品等の発注・配送管理等、琴浦町のシティプロモーションにつながる広報など多岐に渡る業務について、民間事業者が持っている体制やノウハウを活用し、寄附金の増額を図る。

イ 経費

ふるさと納税中間管理事業委託料 [15,400 千円]

ウ 財源

ふるさと未来夢基金繰入金 [15,400 千円]

- (3) 行財政情報住民共有プラットフォームの整備 [4,122 千円] **【新規】**
- ア 事業説明
 予算・決算などの財政情報と公共施設を含めた町内地理情報（航空写真・地図）を公開する。現在の町の施設状況や財政情報を見える化することで予算の使い道や効果をわかりやすくする。
- イ 経費
 行財政・地理情報住民共有プラットフォーム構築業務委託料 [4,122 千円]
- ウ 財源
 国庫支出金 [2,061 千円]
 一般財源 [2,061 千円]
- (4) 部落自治振興費補助 [34,895 千円] **【拡充】**
- ア 事業説明
 通常の自治会運営に加え、地縁団体化や不動産登記、遊び場整備や除雪、防災活動などの各種支援を幅広く実施する。
- イ 経費
 部落自治振興交付金 [23,095 千円]
 小型除雪機等購入支援事業補助金 [2,000 千円]
 コミュニティ助成事業補助金 [9,800 千円]
- ウ 財源
 町債 [15,800 千円]
 コミュニティ助成事業交付金 [9,800 千円]
 ふるさと未来夢基金繰入金 [3,000 千円]
 一般財源 [6,295 千円]
- (5) 書かない窓口導入 [35,998 千円] **【新規】**
- ア 事業説明
 システム導入により住民異動などに伴う各種手続きの簡素化やスピード化を図り、「書かない窓口」「迷わせない窓口」を実現する。
- イ 経費
 書かない窓口システム導入業務委託料 [31,053 千円]
 窓口DXに係るBPR委託料 [4,180 千円]
 使用料 [765 千円]
- ウ 財源
 国庫支出金 [15,702 千円]
 一般財源 [20,296 千円]

	<p>(6) 住民情報システム標準化対応 [70,881 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明 国が進める主要 20 業務について、標準化を推進する。</p> <p>イ 経費 行政システム標準化・手続きデジタル化対応システム改修委託 [68,100 千円] 使用料 [2,781 千円]</p> <p>ウ 財源 国庫支出金 [68,100 千円] 一般財源 [2,781 千円]</p> <p>(7) クラウド型被災者支援システム導入 [812 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明 防災分野における DX を推進するため、被災者台帳の管理やり災証明の電子申請などに対応したシステムを導入する。</p> <p>イ 経費 被災者支援システム導入に伴うデータ作成業務委託料 [462 千円] 使用料 [350 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源 [812 千円]</p> <p>(8) 普通財産の解体 [84,880 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明 老朽化した旧浦安地区公民館、旧逢束保育園を解体し、用地の有効活用を進める。</p> <p>イ 経費 普通財産解体工事設計委託料 [2,441 千円] 普通財産解体工事監理委託料 [3,459 千円] 普通財産解体工事 [78,980 千円]</p> <p>ウ 財源 町債 [80,600 千円] 一般財源 [4,280 千円]</p> <p>(9) 遊休財産の利活用 [550 千円] 【継続】</p> <p>ア 事業説明 令和 5 年度からサウンディング調査を実施しているカウベルホール・旧古布庄小学校・旧赤碕勤労者体育館・旧以西保育園・さくらの里について、民間企業などと協議を進め有効活用を図る。</p> <p>イ 経費</p>
--	---

	<p>有識者協議報償費 [550 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>一般財源 [550 千円]</p>
(10)	<p>東伯総合公園の長寿命化 [7,031 千円] 【継続】</p> <p>ア 事業説明</p> <p>東伯総合公園施設長寿命化計画を策定し、将来にわたる長期改修計画と財源確保（社会資本整備交付金）を図る。</p> <p>イ 経費</p> <p>都市公園施設長寿命化計画策定業務委託料 [4,199 千円]</p> <p>劣化度調査委託料 [2,832 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>国庫支出金 [3,515 千円]</p> <p>一般財源 [3,516 千円]</p>
(11)	<p>孤立集落発生防止対策 [4,000 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明</p> <p>台風、豪雪などによる倒木のため孤立集落が発生するのを未然に防ぐため、電気事業者などと協力し事前伐採する。</p> <p>イ 経費</p> <p>危険木等事前伐採業務委託料 [4,000 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>県支出金 [1,000 千円]</p> <p>事業者負担金 [2,000 千円]</p> <p>一般財源 [1,000 千円]</p>
(12)	<p>消防団機能強化 [7,010 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明</p> <p>消防団員の準中型運転免許の取得を支援することにより、消防団員の確保と緊急時の消防防災体制の維持を図る。</p> <p>視認性、機能性を高めた新基準の消防団活動服を導入することにより、安全な消防防災活動を強化する。</p> <p>イ 経費</p> <p>消防団員準中型自動車運転免許取得補助金 [630 千円]</p> <p>消防団活動服購入 [6,380 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>一般財源 [7,010 千円]</p>

(13) 東桜ヶ丘フェンス改修 [6,495 千円] 【新規】

ア 事業説明

東桜ヶ丘と家畜改良センター鳥取牧場の境界に設置されているブロック塀は地震時に危険なため、撤去及び新たなフェンス設置に向けた設計を行う。

イ 経費

東桜ヶ丘フェンス改修工事設計業務委託料 [6,495 千円]

ウ 財源

一般財源 [6,495 千円]

2. 町民生活課

(1) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定 [5,005 千円] 【新規】

ア 事業説明

ゼロカーボンシティ宣言に伴い、具体的行動の指針を示すため、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、町民・事業者・町が協働して脱炭素社会の実現を目指す。

イ 経費

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務委託料 [4,747 千円]

報償費 [90 千円]

通信運搬費 [168 千円]

ウ 財源

ふるさと未来夢基金繰入金 [5,005 千円]

(2) 分別回収の推進 [3,250 千円] 【継続】

ア 事業説明

ごみの減量とリサイクル率の向上を目指し、令和7年度からの回収開始を目指すプラスチックごみの分別回収に向けて、令和6年度は事務手続きなどの体制整備を行うとともに、周知・広報を行う。

J A等関係機関と連携した生ごみの堆肥化について、引き続き試験研究を行う。

イ 経費

生ごみ運搬委託料 [1,200 千円]

報償費 [360 千円]

消耗品費 [540 千円]

手数料 [450 千円]

借上料 [700 千円]

ウ 財源

ふるさと未来夢基金繰入金 [3,250 千円]

(3) ゼロトラ車（電気自動車）の導入 [3,296 千円] 【新規】

ア 事業説明

化石燃料由来のガソリン車から CO2 排出量の少ない電気自動車へ順次転換していくことにより、公用車による CO2 排出量の削減と地域全体への電気自動車及び脱炭素社会推進の普及啓発を図る。

イ 経費

電気自動車購入 [3,271 千円]

自動車保険料 [25 千円]

ウ 財源

町債 [2,800 千円]

一般財源 [496 千円]

(4) 在住外国人の相談窓口の充実 [50 千円] 【新規】

ア 事業説明

在住外国人の方が安心して生活できるよう、町民生活課に相談窓口を表示し、生活情報、支援策などの情報を提供する。

イ 経費

消耗品費 [50 千円]

ウ 財源

一般財源 [50 千円]

3. 企画政策課

(1) デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮）の策定 [156 千円] 【新規】

ア 事業説明

地方創生戦略および地方創生交付金事業を検証し、デジタル田園都市国家構想戦略（仮）を策定する。

イ 経費

委員報酬 [156 千円]

ウ 財源

一般財源 [156 千円]

(2) オンラインプラットフォーム活用による意見集約 [4,729 千円] 【新規】

ア 事業説明

デジタル田園都市国家構想総合戦略、すくすくプラン等の計画策定や各事業に、これまでワークショップ等に参加することができなかった幅広い世代の住民からの意見を反映させるため、オンラインプラットフォームを活用し意見集約する仕組みをつくる。

<p>イ 経費 オンラインプラットフォーム導入・運用委託料 [4,352 千円] 事務費（消耗品費・通信運搬費・印刷製本費） [377 千円]</p> <p>ウ 財源 国庫支出金 [1,845 千円] 一般財源 [2,884 千円]</p> <p>(3) 上郷地区共助交通実証実験 [1,000 千円] 【拡充】</p> <p>ア 事業説明 令和7年度交通再編に向けて、上郷地区（上郷・倉坂地区）において共助交通の実証実験を行う。</p> <p>イ 経費 交通空白地有償運送運営補助金 [1,000 千円]</p> <p>ウ 財源 県支出金 [500 千円] 一般財源 [500 千円] ※特別交付税措置</p> <p>(4) 浦安駅北側待合所基本設計技術支援業務 [550 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明 浦安駅の老朽化に伴い、駅舎・跨線橋等を JR 西日本が撤去後、北側待合所について町が整備する。オンラインプラットフォームの活用等によるワークショップを実施し、利用者意見を踏まえた小規模の待合室の基本設計を行う。</p> <p>イ 経費 浦安駅北側待合室基本設計技術支援業務 [550 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源 [550 千円]</p> <p>(5) 自己提案型の地域おこし協力隊採用 [3,981 千円] 【拡充】</p> <p>ア 事業説明 行政からの募集テーマは設定せず、応募者からの地域おこし・地域課題解決・地域活性化に繋がる将来的な起業テーマの提案による、卒業後の生業づくりを見据えた募集・採用を行う。</p> <p>イ 経費 人件費 [2,290 千円] 活動費 [1,691 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源 [3,981 千円] ※特別交付税措置</p>

(6) 地域運営組織活動交付金 [5,104 千円] 【新規】

ア 事業説明

地域運営組織条例に基づき認定を受けた地域運営組織に対し、交付金により活動を支援する。(古布庄地区・安田地区・以西地区)

イ 経費

地域運営組織活動支援交付金 [5,104 千円]

ウ 財源

一般財源 [5,104 千円] ※特別交付税措置

(番外) 惑星コトウラ若手職員提案事業(TNG) [711 千円] 【拡充】

ア 事業説明

若手職員のプロジェクトチームが、活動を通して琴浦町の知名度向上、移住定住者増加、ふるさと納税額向上等の取り組み進めおり、令和6年度は惑星コトウラ TNG 活動の最終年度。

惑星コトウラ PR イベントやオンラインイベント等の開催のほか、企業・団体と連携した町内での環境活動等にも取り組む。

イ 経費

旅費 [214 千円]

消耗品費等 [497 千円]

ウ 財源

ふるさと未来夢基金繰入金 [600 千円]

一般財源 [111 千円]

4. 商工観光課

(1) 新事業展開・販路開拓等支援補助金 [2,000 千円] 【継続】

ア 事業説明

コロナ等で疲弊する町内事業者の新たな取り組みを継続して支援する。

新たに「インバウンド受入環境整備支援枠」を設ける。

イ 経費

新事業展開・販路開拓等支援補助金 [2,000 千円]

ウ 財源

一般財源 [2,000 千円]

(2) 事業承継・引継ぎの啓発 [336 千円] 【継続】

ア 事業説明

第三者承継に焦点を当てた事業承継啓発セミナーを開催する。

	<p>イ 経費 事業承継・引継ぎ啓発事業委託料 [336 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源 [336 千円]</p>
(3)	<p>地域おこし協力隊制度の活用 [4, 334 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明 地域おこし協力隊制度を活用して、後継者のいない町内の事業者に対し、社外の第三者への円滑な事業承継を支援する。</p> <p>イ 経費 地域おこし協力隊委託料 [4, 334 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源 [4, 334 千円] ※特別交付税措置</p>
(4)	<p>一向平キャンプ場水風呂設置工事 [4, 400 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明 大山の天然水による、本格的な水風呂を設置することで、ネイチャーサウナのブランド化を図り、誘客を促進する。</p> <p>イ 経費 一向平キャンプ場水風呂設置工事 [4, 400 千円]</p> <p>ウ 財源 町債 [4, 000 千円] 一般財源 [400 千円]</p>
(5)	<p>第 31 回白鳳祭 [4, 800 千円] 【拡充】</p> <p>ア 事業説明 合併 20 周年記念として開催する白鳳祭を支援する。</p> <p>イ 経費 白鳳祭運営費補助金 [4, 800 千円]</p> <p>ウ 財源 ふるさと未来夢基金繰入金 [4, 300 千円] 一般財源 [500 千円]</p>
(6)	<p>国道 9 号商工街路灯撤去工事 [29, 900 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明 令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間かけて、老朽化した商工街路灯を撤去する。</p>

イ 経費
国道 9 号商工街路灯撤去工事 [29,900 千円]

ウ 財源
一般財源 [29,900 千円]

(7) 下伊勢大型作業場倉庫解体工事・監理委託業務 [7,212 千円] **【新規】**

ア 事業説明
老朽化した下伊勢大型作業場倉庫を解体する。

イ 経費
下伊勢大型共同作業場倉庫解体工事 [6,589 千円]
下伊勢大型共同作業場倉庫解体工事監理業務委託料 [568 千円]
下伊勢大型共同作業場倉庫解体工事積算単価入替業務委託料 [55 千円]

ウ 財源
町債 [6,700 千円]
一般財源 [512 千円]

5. 税務課

(1) 住宅新築資金等債務整理事業 [7,960 千円] **【拡充】**

ア 事業説明
住宅新築資金等貸付事業特別会計を令和 6 年 3 月末に廃止し、債務整理のための強制執行等を実施する経費を一般会計に引き継いで執行する。

イ 経費
弁護士委託料 [4,600 千円]
予納金 [3,000 千円]
事務費（消耗品費・通信運搬費・手数料など） [360 千円]

ウ 財源
県支出金 [486 千円]
一般財源 [7,474 千円]

6. 農林水産課

(1) 園芸産地活力増進事業 [2,500 千円] **【新規】**

ア 事業説明
新たな特産物として甘藷の生産に取り組む農家の機械導入を支援する。

イ 経費
園芸産地活力増進事業補助金 [2,500 千円]

ウ 財源

	<p>県支出金 [1,666 千円] 一般財源 [834 千円]</p> <p>(2) がんばる農家プラン 飼料稲プラン [11,017 千円] 【拡充】</p> <p>ア 事業説明 飼料価格高騰により需要が高まっている飼料用稲の生産拡大のため生産・提供体制を強化する組合を支援する。</p> <p>イ 経費 がんばる農家プラン事業補助金 [11,017 千円]</p> <p>ウ 財源 県支出金 [7,344 千円] 町債 [3,673 千円]</p> <p>(3) 自給飼料生産確保対策事業 [14,850 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明 飼料価格高騰等の影響を受けにくい自給飼料生産体制の強化を図り、酪農家の負担軽減・経営維持を支援に取り組む組合を支援する。</p> <p>イ 経費 自給飼料生産確保対策事業費補助金 [14,850 千円]</p> <p>ウ 財源 県支出金 [9,900 千円] ふるさと未来夢基金繰入金 [4,200 千円] 一般財源 [750 千円]</p> <p>(4) ため池監視システム維持管理費 [480 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明 町内の防災重点ため池 8 箇所に県事業により遠隔監視システムを設置する。町はそのランニングコストを負担し、悪天候地においてもため池の状況を把握することで被害の未然防止など地域の防災に役立てる。</p> <p>イ 経費 通信運搬費 [480 千円]</p> <p>ウ 財源 県支出金 [240 千円] 一般財源 [240 千円]</p>
--	---

(5) 田越・笠見地区浸水対策事業 [59,549 千円] 【**拡充**】

ア 事業説明

田越笠見地区の浸水対策を実施し、農地及び周辺地域の湛水被害の防止する。

イ 経費

田越地区農業用排水路改修工事 [40,007 千円]

土地購入費 [6,642 千円]

補償金 [12,900 千円]

ウ 財源

町債 [59,500 千円]

一般財源 [49 千円]

7. すこやか健康課

(1) 特別医療費助成事業（小児） [63,812 千円] 【**拡充**】

ア 事業説明

子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、18歳以下の医療費の自己負担分を無償化する。

イ 経費

特別医療費 [61,935 千円]

事務費（手数料・通信運搬費） [1,877 千円]

ウ 財源

県支出金 [31,605 千円]

高額療養費戻入金 [600 千円]

ふるさと未来夢基金 [11,700 千円]

町債 [13,200 千円]

一般財源 [6,707 千円]

(2) 重層的支援体制整備事業 [45,883 千円] 【**継続**】

ア 事業説明

複雑化、複合化する支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業を実施する。実施にあたり、「地域包括支援センターの運営」「地域介護予防活動支援事業」「生活支援体制整備事業」に係る事業費予算を介護保険特別会計から、一般会計に組み替える。

イ 経費

地域包括支援センターの運営 [3,397 千円]

地域介護予防活動支援事業 [3,569 千円]

生活支援体制整備事業 [5,560 千円]

人件費 [33,357 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [15,892 千円]

県支出金 [7,946 千円]

介護保険料 [10,745 千円]

一般財源 [11,300 千円]

8. 福祉あんしん課

(1) 定額減税調整給付金事業 [186,952 千円] **【新規】**

ア 事業説明

令和6年度に実施する定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方へ調整給付金を支給することにより生活の支援を行う。

イ 経費

定額減税調整給付金 [180,000 千円]

事務費（システム改修委託料・通信運搬費など） [4,140 千円]

人件費（会計年度任用職員） [2,812 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [186,952 千円]

(2) 物価高騰対応重点支援給付金（低所得世帯支援枠） [53,871 千円] **【新規】**

ア 事業説明

食費等の物価高騰に直面し家計への影響が大きい低所得世帯に対して1世帯あたり10万円、児童1人あたり5万円を支給することにより生活の支援を行う。

イ 経費

物価高騰対応重点支援給付金 [52,500 千円]

事務費（システム改修委託料・通信運搬費など） [1,321 千円]

人件費（一般職時間外勤務手当） [50 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [53,871 千円]

(3) 重層的支援体制整備事業 [19,512 千円] **【拡充】**

ア 事業説明

令和6年度から社会福祉法に規定された重層的支援体制整備事業を開始する。

制度の狭間や複合的な課題に対応するため、①相談支援事業②参加支援事業③地域づくり事業を一体的に実施し、地域住民の複合・複

雑化した支援ニーズに対応する、断らない包括的な支援体制を整備する。

事業費予算を障がい者福祉費、生活困窮者自立支援費から重層的支援体制整備事業費に組み替え、一体的に実施する。

イ 経費

障がい者相談支援事業	[1,055 千円]
自立相談支援事業	[332 千円]
参加支援事業	[1,680 千円]
生活困窮者等の共助の基盤づくり事業	[6,023 千円]
アウトリーチ等を通じた継続支援事業	[611 千円]
多機関協働事業	[303 千円]
人件費（会計年度任用職員）	[9,508 千円]

ウ 財源

国庫支出金	[10,247 千円]
県支出金	[2,224 千円]
一般財源	[7,041 千円]

(4) 子どもの居場所づくり事業[1,580 千円] **【新規】**

ア 事業説明

新たに「子どもの居場所づくり」の取組を行う民間団体等の立ち上げを支援し、地域における子どもの居場所づくりの取組の運営継続・拡充を図る。

イ 経費

子どもの居場所づくり事業補助金	[1,580 千円]
-----------------	------------

ウ 財源

県支出金	[932 千円]
一般財源	[648 千円]

9. 子育て応援課

(1) 児童手当支給事業 [248,371 千円] **【拡充】**

ア 事業説明

所得制限の廃止、高校生世代までの支給期間の延長等、国の「子ども未来戦略」に基づく拡充内容を踏まえ、児童を養育している保護者等に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促す。

イ 経費

児童手当	[248,200 千円]
事務費（通信運搬費・消耗品費）	[171 千円]

ウ 財源
国庫支出金 [184, 556 千円]
県支出金 [31, 821 千円]
一般財源 [31, 994 千円]

(2) 産前・産後支援事業 [2, 305 千円] 【拡充】

ア 事業説明

産後ケア事業ショートステイの利用上限日数の拡充など、利用ニーズに対応した産前・産後支援の実施により、保護者の育児不安の解消と母子が心身共に健康な生活が送れるための支援を行う。

イ 経費

産後健康診査委託料 [1, 150 千円]
産後ケア事業委託料 [770 千円]
産後ヘルパー派遣事業等委託料 [190 千円]
産後健康診査費助成 [50 千円]
事務費（消耗品費・印刷製本費・手数料など） [145 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [911 千円]
県支出金 [263 千円]
利用者負担金 [34 千円]
一般財源 [1, 097 千円]

(3) 子育て短期支援事業[216 千円] 【拡充】

ア 事業説明

短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業に加え、新たに親子入所等事業を実施し、養育困難家庭の子育て支援を行う。

イ 経費

子育て短期支援事業委託料 [216 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [60 千円]
県支出金 [60 千円]
利用者負担金 [20 千円]
一般財源 [76 千円]

10. 建設住宅課

(1) 道路改良事業 [575, 127 千円] 【継続】

ア 事業説明

町道の歩行者及び通行車両の安全確保、アクセスや道路ストック効果の向上を図る。

ゴリン橋架替工事をはじめ継続する通学路の安全対策を中心とした道路改良工事、橋梁修繕工事等を実施する。

イ 経費

社会資本整備総合交付金道路改良工事 [126,100 千円]

ゴリン橋架替工事委託料 [338,460 千円]

その他 [110,567 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [333,215 千円]

県支出金 [5,600 千円]

町債 [209,900 千円]

一般財源 [26,412 千円]

(2) 防災減災浸水被害防止対策事業 [51,400 千円] 【継続】

ア 事業説明

豪雨被害防止のため、測量設計及び対策工事を実施する。今年度は三保・鋤地区の測量設計、公文地区の対策工事を行う。

イ 経費

浸水被害防止対策測量設計業務委託料 [17,000 千円]

公文地区浸水被害防止対策工事 [30,800 千円]

土地購入費 [1,800 千円]

鑑定料 [600 千円]

補償金 [1,200 千円]

ウ 財源

町債 [51,400 千円]

(3) 河川維持管理事業 [22,900 千円] 【継続】

ア 事業説明

準用河川、普通河川の維持修繕を行う。河口閉塞が生じている準用河川兵川の河床掘削、普通河川谷川の改修工事を実施する。

イ 経費

河川改修工事測量設計業務委託料 [2,700 千円]

河川改修工事 [18,000 千円]

河床掘削工事 [1,500 千円]

河川・水路修繕（修繕料・借上料・原材料費） [700 千円]

ウ 財源

町債 [22,200 千円]

一般財源 [700 千円]

1 1. 出納室

(1) セミセルフレジ導入事業 [2,214 千円] **【新規】**

ア 事業説明

わかりやすい操作と表示のセミセルフレジを出納室窓口に設置し、来客の安心で安全な支払いをサポートする。

イ 経費

セミセルフレジ導入業務委託料 [2,214 千円]

ウ 財源

一般財源 [2,214 千円]

(2) キャッシュレス決済収納事業 [386 千円] **【拡充】**

ア 事業説明

総合体育館窓口でキャッシュレス決済ができるように端末を整備し、来客の利便性向上を図る。

イ 経費

使用料 [386 千円]

ウ 財源

一般財源 [386 千円]

(3) 年末調整システム導入事業 [990 千円] **【新規】**

ア 事業説明

年末調整システムを導入し、手続きの合理化と経費削減を図る。

イ 経費

年末調整システム導入業務委託料 [990 千円]

ウ 財源

一般財源 [990 千円]

1 2. 教育総務課

(1) 八橋小学校の空調設備の更新 [10,558 千円]

ア 事業説明

八橋小学校の老朽化した空調設備を更新する。

イ 経費

小学校空調設備更新工事設計・監理委託料 [665 千円]

小学校空調設備更新工事 [9,893 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [1,779 千円]

	町債 [8,700 千円] 一般財源 [79 千円]
(2)	学校給食センター施設設備の更新 [36,721 千円] 【新規】
ア	事業説明 老朽化した学校給食センター施設設備を更新する。
イ	経費 配送用コンテナ購入 [4,152 千円] 冷却機器一式購入 [16,669 千円] 電気式連続フライヤー購入 [15,900 千円]
ウ	財源 町債 [36,721 千円]
(3)	教職員の働き方改革 [346 千円] 【新規】
ア	事業説明 中学校教員の業務改善のため自動採点システムを導入する。 教職員を対象としたストレスチェックを実施するとともに、長時間勤務者への面談体制を整備する。
イ	経費 産業医委託料 [100 千円] 手数料 [15 千円] 使用料 [231 千円]
ウ	財源 ふるさと未来夢基金 [200 千円] 一般財源 [146 千円]
(4)	学校給食費への助成拡大 [91,020 千円] 【拡充】
ア	事業説明 給食費の保護者負担額は据え置きとし、物価高騰にかかる増額分を町が負担する。
イ	経費 賄材料費 [91,020 千円]
ウ	財源 保護者等負担金 [80,478 千円] ふるさと未来夢基金繰入金 [9,000 千円] 一般財源 [1,542 千円]

(5) 台湾との中学生相互派遣交流事業 [2,162 千円] 【新規】

ア 事業説明

異文化理解とグローバルな人材の育成を目的に、台湾台中市の中学校との相互派遣交流事業を実施する。

イ 経費

旅行手配業務委託料 [1,600 千円]

報償費 [305 千円]

食糧費 [180 千円]

事務費（消耗品費・保険料）[77 千円]

ウ 財源

ふるさと未来夢基金[1,500 千円]

一般財源 [662 千円]

(6) 少人数学級の実現 [6,000 千円] 【拡充】

ア 事業説明

学級編成基準について国基準を上回る拡充を段階的に実施している。令和6年度は小学校1年生から5年生までを30人とする。

対象学級：赤碕小学校4年生、5年生、浦安小学校4年生

イ 経費

少人数学級協力金負担金 [6,000 千円]

ウ 財源

町債 [6,000 千円]

13. 社会教育課

(1) 生涯学習センターの施設整備 [408,318 千円] 【新規】

ア 事業説明

老朽化による空調等の改修や、地下駐車場泡消火設備改修に向けた設計を行う。

イ 経費

生涯学習センター空調設備改修工事監理委託料 [7,271 千円]

生涯学習センター空調設備等改修工事 [370,047 千円]

生涯学習センター昇降機リニューアル工事 [25,000 千円]

生涯学習センター泡消火設備改修工事実施設計業務 [6,000 千円]

ウ 財源

町債 [395,000 千円]

一般財源 [13,318 千円]

	<p>(2) 自立した学習を支援する図書館サービスの充実 [106 千円] 【拡充】</p> <p>ア 事業説明 サピエ図書館等を活用し、読書に障がいのある人へのサービスを行う。</p> <p>イ 経費 録音図書再生機購入 [66 千円] 利用手数料 [40 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源 [106 千円]</p> <p>(3) 旧安田小学校の改修 [169, 556 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明 安田地区のコミュニティ活動の拠点となる施設改修と公民館の移転に向けた準備を行う。</p> <p>イ 経費 旧安田小学校改修工事設計監理等委託料 [6, 052 千円] 旧安田小学校改修工事 [160, 380 千円] 旧安田小学校施設内 LAN 設備等移転委託料 [3, 024 千円] 消耗品費 [100 千円]</p> <p>ウ 財源 国庫支出金 [84, 538 千円] 町債 [84, 900 千円] 一般財源 [118 千円]</p> <p>(4) 東伯総合公園サッカー場改修 [165, 660 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明 多目的に通年利用できる施設とするため、人工芝サッカー場への改修や照明等の整備を行う。 R6 年度：照明・防球ネット整備、R7 年度：人工芝への張替を予定。</p> <p>イ 経費 東伯総合公園コンデンサー検査委託料 [880 千円] 東伯総合公園サッカー場夜間照明・防球ネット新設工事 [164, 780 千円]</p> <p>ウ 財源 JFA 日本サッカー協会助成金 [15, 000 千円] スポーツ振興くじ助成金 [20, 000 千円] 町債 [129, 700 千円] 一般財源 [960 千円]</p>
--	---

	<p>(5) ねんりんピック琴浦町実行委員会補助金 [6,371 千円] 【拡充】</p> <p>ア 事業説明 10月開催予定のねんりんピックはばたけ鳥取 2024 大会におけるソフトボール競技会場として、準備と当日運営にかかる経費を補助する。</p> <p>イ 経費 全国ねんりんピック琴浦町実行委員会補助金 [6,371 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源 [6,371 千円]</p> <p>(6) 音楽の魅力発見事業 [399 千円] 【拡充】</p> <p>ア 事業説明 鳥取県文化振興財団とパートナー協定を結び、町民の文化芸術鑑賞機会の継続的な提供と、琴浦町誕生 20 周年を記念したイベントを実施する。</p> <p>イ 経費 音楽の魅力発見事業負担金 [300 千円] 事務費（消耗品費・印刷製本費） [99 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源 [399 千円]</p> <p>1 4. 人権・同和教育課</p> <p>(1) 町人権・同和教育推進協議会による人権啓発事業の推進 [1,161 千円] 【継続】</p> <p>ア 事業説明 様々な人権課題をテーマに講演会等の人権啓発事業を実施し、会員及び町民全般が人権について考え、学ぶ機会を提供する。</p> <p>イ 経費 町人権・同和教育推進協議会委託料 [1,161 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源 [1,161 千円]</p>
補足事項	

令和6年3月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第29号	議案名	令和6年度琴浦町国民健康保険特別会計予算		
目的	令和6年度琴浦町国民健康保険特別会計予算を計上するもの。				
内 容	1 予算額[単位：千円]				
	本年度予算額		前年度予算額		比較
	1,995,446		2,014,493		△19,047
	2 主な計上内容				
	(1) 総務費[25,825千円]				
	ア 事業説明				
	職員給与等、事務費、国保連合会負担金、運営協議会費他				
	イ 経費				
	(ア) 総務管理費・徴収費[25,779千円]				
	(イ) 運営協議会費[46千円]				
	ウ 財源				
	(ア) 特別交付金(特別調整交付金分)[3,236千円]				
	(イ) 一般会計繰入金(職員給与費等繰入金)[22,589千円]				
	(2) 保険給付費[1,463,601千円]				
	ア 事業説明				
	被保険者への保険給付に充てるもの。				
	退職者医療制度の廃止に伴う退職被保険者保険給付費の廃止。				
	イ 経費				
	(ア) 療養給付費[1,252,240千円]				
	(イ) 療養費[6,656千円]				
	(ウ) 審査支払手数料[3,951千円]				
	(エ) 高額療養費[198,264千円]				
	(オ) 移送費[10千円]				
	(カ) 出産育児諸費(3件)[1,500千円]				
	(キ) 葬祭諸費(29件)[580千円]				
	(ク) 高額介護合算療養費[300千円]				
	(ケ) 傷病手当金[100千円]				
	ウ 財源				
	(ア) 普通交付金[1,461,021千円]				
	(イ) 特別交付金(特別調整交付金分)[100千円]				

	<p>(ウ) 一般会計繰入金(出産育児一時金等)[1,000千円] (エ) 雑入(返納金等)[400千円] (オ) 一般財源(国保税等)[1,080千円]</p> <p>(3) 国民健康保険事業費納付金[440,852千円] ア 事業説明 保険者給付費等交付金の財源として、県に納付するもの。 イ 経費 (ア) 医療給付費分[274,881千円] (イ) 後期高齢者支援金等分[125,850千円] (ウ) 介護納付金分[40,121千円] ウ 財源 (ア) 県支出金等[11,566千円] (イ) 一般会計繰入金等(保険基盤安定繰入金等)[113,144千円] (ウ) 諸収入等(国保税延滞金等)[3,145千円] (エ) 一般財源(国保税等)[312,997千円]</p> <p>(4) 保健事業費[21,367千円] ア 事業説明 特定健診・特定保健指導、人間ドック、その他医療費適正化事業 イ 経費 (ア) 特定健診・特定保健指導[16,261千円] (イ) 人間ドック[3,070千円] (ウ) 医療費適正化事業[2,036千円] ウ 財源 (ア) 県支出金[10,325千円] (イ) 一般財源(国保税等)[11,042千円]</p> <p>(5) 基金積立金[35,698千円] ア 事業説明 会計運営に備え余剰金を財政調整基金に積み立てるもの。 イ 経費 基金積立金[35,698千円] ウ 財源 (ア) 諸収入等(基金利子等)[2千円] (イ) 一般財源(国保税等)[35,696千円]</p>
補足事項	令和5年度基金残高(見込)67,535千円

令和6年3月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	予算					
議案番号	議案第30号	議案名	令和6年度琴浦町介護保険特別会計予算							
目的	令和6年度琴浦町介護保険特別会計予算を計上するもの									
内 容	1 予算額[単位：千円]									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,206,025</td> <td>2,213,500</td> <td>△7,475</td> </tr> </tbody> </table>		本年度予算額	前年度予算額	比較	2,206,025	2,213,500	△7,475		
本年度予算額	前年度予算額	比較								
2,206,025	2,213,500	△7,475								
内 容	2 主な計上内容									
	<p>(1) 重層的体制整備事業の実施について 複雑化、複合化する支援ニーズに対応するため、令和6年度から重層的支援体制整備事業を実施することとし、相談業務に係る地域包括支援センターの運営費等は一般会計に予算計上する。</p> <p>(2) 総務費[31,054千円]、保険給付費[2,073,067千円] 地域支援事業費[87,516千円]、諸支出金等[14,388千円]</p> <p>ア 事業説明 介護保険事業執行のための人件費、給付費、事業費等</p> <p>イ 経費 (ア) 総務管理費等[31,054千円] (イ) 介護・予防サービス等[2,073,067千円] (ウ) 地域支援事業費等[87,516千円] (エ) 一般会計繰出金等[14,388千円]</p> <p>ウ 財源 (ア) 国県支出金[868,074千円] (イ) 介護保険料[409,588千円] (ウ) 支払基金交付金[581,301千円] (エ) 繰入金[339,601千円] (オ) 諸収入[7,461千円]</p>									
補足事項	<p>第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（令和6年～8年度）を策定。 介護報酬の改定等、今後の介護給付費の増加を見据え、介護保険料基準額を増額するとともに、基金を9,200万円取り崩すことにより、介護保険料の大幅な上昇を抑制する。</p> <p>第9期介護保険料 基準年額 69,600円（第8期 68,400円） 令和5年度基金残高（見込）427,051千円</p>									

令和6年3月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	予算					
議案番号	議案第31号	議案名	令和6年度琴浦町後期高齢者医療特別会計予算							
目的	令和6年度琴浦町後期高齢者医療特別会計予算を計上するもの。									
内 容	1 予算額[単位：千円]									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>317,585</td> <td>257,228</td> <td>60,357</td> </tr> </tbody> </table>		本年度予算額	前年度予算額	比較	317,585	257,228	60,357		
本年度予算額	前年度予算額	比較								
317,585	257,228	60,357								
内 容	2 主な計上内容									
	<p>(1) 総務費等[2,579千円]</p> <p>ア 事業説明 被保険者証定期更新等にかかる通信運搬費及び過年度の保険料還付等を行うもの。</p> <p>イ 経費 (ア) 通信運搬費等(被保険証定期更新他)[2,063千円] (イ) 保険料還付金等[516千円]</p> <p>ウ 財源 (ア) 一般会計繰入金(事務費繰入金)[2,063千円] (イ) 保険料還付金等(後期高齢者医療広域連合)[516千円]</p> <p>(2) 後期高齢者医療広域連合納付金[315,006千円]</p> <p>ア 事業説明 被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料及び低所得者への保険料軽減額を負担金として、広域連合に納付するもの。</p> <p>イ 経費 (ア) 保険料等負担金[235,556千円] (イ) 基盤安定負担金[79,450千円]</p> <p>ウ 財源 (ア) 後期高齢者医療保険料[235,556千円] (イ) 一般会計繰入金(保険基盤安定繰入金)[79,450千円]</p>									
補足事項	令和6・7年度の保険料率算定値 ※()内は令和5年度 ○保険料の所得割率 100分の10.64 (100分の9.10) ○保険料の均等割額 52,138円 (47,436円) ○保険料の賦課限度額 800,000円 (660,000円)									

令和6年3月定例議会 議案概要		担当課	農林水産課	種別	予算					
議案番号	議案第32号	議案名	令和6年度琴浦町船上山発電所管理特別会計予算							
目的	令和6年度琴浦町船上山発電所管理特別会計予算を計上するもの。									
内 容	1 予算額[単位：千円]									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,591</td> <td>26,961</td> <td>△370</td> </tr> </tbody> </table>		本年度予算額	前年度予算額	比較	26,591	26,961	△370		
本年度予算額	前年度予算額	比較								
26,591	26,961	△370								
内 容	2 主な計上内容									
	<p>(1) 電気事業費用[20,591千円] 発電所操作委託、電気保安業務委託、基金積立等維持管理に係る経費 ア 経費 (ア) 旅費[15千円] (イ) 需用費[1,276千円] (ウ) 役務費[127千円] (エ) 委託料[4,736千円] (オ) 使用料及び賃借料[151千円] (カ) 工事請負費[3,283千円] (キ) 積立金[2,658千円] (ク) 公課費[850千円] (ケ) 繰出金[7,495千円] イ 財源 (ア) 電力料[14,280千円] (イ) 預金利息[158千円] (ウ) 前年度繰越金[6,153千円]</p> <p>(2) 予備費[6,000千円] 令和7年度の東伯地区土地改良区連合運営補助金として予備費に計上 ア 経費 予備費[6,000千円] イ 財源 電力料[6,000千円]</p>									
補足事項										

令和6年3月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	予算					
議案番号	議案第33号	議案名	令和6年度琴浦町簡易水道事業特別会計予算							
目的	令和6年度簡易水道事業特別会計当初予算を計上するもの。									
内 容	1 予算額[単位：千円]									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27,091</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		本年度予算額	前年度予算額	比較	27,091	—	—	※初年度のため、前年度予算比較なし	
本年度予算額	前年度予算額	比較								
27,091	—	—								
内 容	2 主な計上内容									
	<p>(1) 維持管理事業費[20,265千円]</p> <p>ア 事業説明 水の安定供給を図るための維持・管理を行う。</p> <p>イ 経費 簡易水道施設等維持管理事業費[20,265千円]</p> <p>ウ 財源 (ア) 水道使用料[20,000千円] (イ) 一般会計繰入金[265千円]</p> <p>(2) 水道事業変更認可事業[6,826千円]</p> <p>ア 事業説明 令和7年度に上水道に編入するための変更認可業務を行う。</p> <p>イ 経費 水道事業変更認可設計業務[6,826千円]</p> <p>ウ 財源 (ア) 一般会計繰入金[6,826千円]</p>									
補足事項										

令和6年3月定例議会 議案概要	担当課	総務課	種別	予算
目的	令和6年度各財産区特別会計予算を計上するもの。			
内容	〔東伯地区財産区〕 予算科目設定のため計上するもの。			
	議案第34号 令和6年度琴浦町八橋財産区特別会計予算			
	予算額[単位：千円]			
	本年度予算額	前年度当初予算額	比較	
	28	28	—	
	議案第35号 令和6年度琴浦町浦安財産区特別会計予算			
	予算額[単位：千円]			
	本年度予算額	前年度当初予算額	比較	
	26	26	—	
	議案第36号 令和6年度琴浦町下郷財産区特別会計予算			
	予算額[単位：千円]			
	本年度予算額	前年度当初予算額	比較	
	6	6	—	
	議案第37号 令和6年度琴浦町上郷財産区特別会計予算			
	予算額[単位：千円]			
本年度予算額	前年度当初予算額	比較		
6	6	—		
議案第38号 令和6年度琴浦町古布庄財産区特別会計予算				
予算額[単位：千円]				
本年度予算額	前年度当初予算額	比較		
6	6	—		

[赤碕地区財産区]

前年度繰越金を主な財源とし、管理会委員報酬、補助金、交付金等を計上するもの。

議案第 39 号 令和 6 年度琴浦町赤碕財産区特別会計予算

1 予算額[単位：千円]

本年度予算額	前年度当初予算額	比較
17,938	18,106	△168

2 主な計上内容

(1) 歳出

ア 委員報酬[70 千円]

委員 7 名×10 千円

イ 補助金[390 千円]

(ア) 赤碕地区地域活性化補助金[230 千円]

(イ) 波止の祭り実行委員会運営費補助金[130 千円]

(ウ) 荒神さん振興会運営費補助金[30 千円]

(2) 歳入

ア 土地貸付収入[273 千円]

電柱敷地料、個人・法人への土地貸付料等

イ 前年度繰越金[17,661 千円]

議案第 40 号 令和 6 年度琴浦町成美財産区特別会計予算

1 予算額[単位：千円]

本年度予算額	前年度当初予算額	比較
14,147	14,303	△156

2 主な計上内容

(1) 歳出

ア 委員報酬[35 千円]

委員 7 名×5 千円

イ 補助金[120 千円]

(ア) 成美地区地域活性化補助金[100 千円]

(イ) 波止の祭り実行委員会運営費補助金[20 千円]

(2) 歳入

前年度繰越金[14,142 千円]

議案第 41 号 令和 6 年度琴浦町安田財産区特別会計予算

1 予算額[単位：千円]

本年度予算額	前年度当初予算額	比較
9,629	9,657	△28

2 主な計上内容

(1) 歳出

ア 委員報酬[70 千円]

委員 7 名×10 千円

イ 補助金[110 千円]

(ア) 安田地区地域活性化補助金[100 千円]

(イ) 波止の祭り実行委員会運営費補助金[10 千円]

(2) 歳入

前年度繰越金[9,622 千円]

議案第 42 号 令和 6 年度琴浦町以西財産区特別会計予算

1 予算額[単位：千円]

本年度予算額	前年度当初予算額	比較
68,723	69,130	△407

2 主な計上内容

(1) 歳出

ア 委員報酬[240 千円]

(ア) 会長[50 千円]

(イ) 副会長[40 千円]

(ウ) 委員 5 名×30 千円[150 千円]

イ 補助金[840 千円]

(ア) 婦人会運営費補助金[30 千円]

(イ) 老壮会運営費補助金[150 千円]

(ウ) 以西地区地域活性化補助金[220 千円]

(エ) 波止の祭り実行委員会運営費補助金[30 千円]

(オ) 以西おどり保存会運営費補助金[50 千円]

(カ) 地区区長会運営費補助金[20 千円]

(キ) 交通安全協会以西支部運営費補助金[30 千円]

(ク) 以西地区振興協議会運営費補助金[310 千円]

イ 分収交付金[262 千円]

帽子取第 2 処分場分収交付金(山川部落)

(2) 歳入

ア 土地貸付収入[593 千円]

	電柱敷地料、帽子取第2 処分場用地貸付収入等 イ 前年度繰越金[68,098 千円]
補足事項	

令和6年3月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第43号	議案名	令和6年度琴浦町水道事業会計予算		
目的	水の安定供給を図るため、令和6年度琴浦町水道事業会計予算を計上するもの。				
内 容	1 予算額				
	(1) 収入				単位：千円
	区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	
	収益的収入	327,121	326,971	150	
	資本的収入	199,526	150,200	49,326	
	(2) 支出				単位：千円
	区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	
	収益的支出	294,064	291,336	2,728	
	資本的支出	357,068	305,521	51,547	
	2 主な計上内容				
(1) 収益的収入[327,121千円]					
ア 事業説明					
水道施設の維持管理を行うための収入を計上する。					
イ 内訳					
(ア) 営業収益[298,182千円]					
a 給水収益[287,278千円]					
b 受託工事収益[612千円]					
c その他営業収益[10,292千円]					
(イ) 営業外収益[28,937千円]					
a 受取利息及び配当金[57千円]					
b 長期前受金戻入[28,878千円]					
c 雑収益[2千円]					
(ウ) 特別利益[2千円]					
(2) 資本的収入[199,526千円]					
ア 事業説明					
水道施設の整備を行うための収入を計上する。					
イ 内訳					
a 企業債[165,900千円]					
b 負担金(工事負担金)[2,876千円]					
c 国庫補助金[30,750千円]					

	<p>(3) 収益的支出[294,064 千円]</p> <p>ア 事業説明 水道施設の維持管理を行うための費用を計上する。</p> <p>イ 経費</p> <p>(ア) 営業費用[270,719 千円]</p> <p> a 原水及び浄水費[30,265 千円]</p> <p> b 配水及び給水費[32,653 千円]</p> <p> c 受託工事費[193 千円]</p> <p> d 総係費[41,217 千円]</p> <p> e 減価償却費[159,585 千円]</p> <p> f 資産減耗費[2,306 千円]</p> <p> g その他営業費用[4,500 千円]</p> <p>(イ) 営業外費用[22,245 千円]</p> <p> a 支払利息及び企業債取扱諸費[21,044 千円]</p> <p> b 雑支出[1,201 千円]</p> <p>(ウ) 特別損失[100 千円]</p> <p>(エ) 予備費[1,000 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>(ア) 他会計負担金[9,067 千円]</p> <p>(イ) 一般財源[284,997 千円]</p> <p>(4) 資本的支出[357,068 千円]</p> <p>ア 事業説明 水道施設の整備を行うための費用を計上する。</p> <p>イ 経費</p> <p>(ア) 建設改良費[282,337 千円]</p> <p> a 配水設備工事費[157,354 千円]</p> <p> b 水源地改良費[120,031 千円]</p> <p> c 消火栓新設費[2,376 千円]</p> <p> d 固定資産購入費[2,576 千円]</p> <p>(イ) 企業債償還金[74,731 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>(ア) 企業債[165,900 千円]</p> <p>(イ) 負担金[2,876 千円]</p> <p>(ウ) 国庫補助金[30,750 千円]</p> <p>(エ) 一般財源(補填財源)[157,542 千円]</p>
補足事項	

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第44号	議案名	令和6年度琴浦町下水道事業会計予算			
目的	町民の生活環境向上及び公共水域の水質改善を図るため、令和6年度下水道事業会計予算を計上するもの。					
内 容	1 予算額					
	(1) 収入 単位：千円					
	区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		
	収益的収入	904,169	925,109	△20,940		
	資本的収入	558,894	402,896	155,998		
	※収益的収入 営業費用中の会計処理に係る委託費9,298千円の財源に充てるため、 公営企業会計適用債9,100千円を借り入れる。(上の表には含まれない。)					
	(2) 支出 単位：千円					
	区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		
	収益的支出	899,728	921,323	△21,595		
	資本的支出	860,524	687,438	173,086		
2 主な計上内容						
(1) 収益的収入[904,169千円]						
ア 事業説明						
下水道施設の維持管理を行うための収入を計上する。						
イ 内訳						
(ア) 営業収益[601,802千円]						
a 下水道使用料[260,625千円]						
b 他会計負担金(一般会計基準内繰入金)[341,176千円]						
c その他営業収益[1千円]						
(イ) 営業外収益[302,364千円]						
a 受取利息及び配当金[1千円]						
b 長期前受金戻入[302,317千円]						
c 消費税及び地方消費税還付金[1千円]						
d 雑収益[45千円]						
(ウ) 特別利益[3千円] 使用料過年度遡及賦課分						
(2) 資本的収入[558,894千円]						
ア 事業説明						
下水道施設の整備を行うための収入を計上する。						
イ 内訳						

	<ul style="list-style-type: none"> a 企業債[156,400 千円] b 他会計出資金(一般会計基準外繰入金)[187,367 千円] c 他会計負担金(一般会計基準内繰入金)[53,808 千円] d 国庫補助金[153,457 千円] e 負担金(受益者負担金及び分担金)[7,862 千円] <p>(3) 収益的支出[899,728 千円]</p> <p>ア 事業説明 下水道施設の維持管理を行うための費用を計上する。</p> <p>イ 経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 営業費用[792,252 千円] <ul style="list-style-type: none"> a 管路費[49,923 千円] b ポンプ場費[2,984 千円] c 処理場費[127,813 千円] d 総係費[42,181 千円] e 減価償却費[554,346 千円] f 資産減耗費[15,005 千円] (イ) 営業外費用[107,176 千円] <ul style="list-style-type: none"> a 支払利息及び企業債取扱諸費[106,676 千円] b 消費税及び地方消費税[500 千円] (ウ) 特別損失[300 千円] 過年度分下水道使用料等還付金 <p>ウ 財源 一般財源(一般会計繰入金含む。)[899,805 千円]</p> <p>(4) 資本的支出[860,524 千円]</p> <p>ア 事業説明 下水道施設の整備を行うための費用を計上する。</p> <p>イ 経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 建設改良費[321,097 千円] <ul style="list-style-type: none"> a 管路建設改良費[41,097 千円] b ポンプ場建設改良費[1,000 千円] c 処理場建設改良費[279,000 千円] (イ) 企業債償還金[539,427 千円] <p>ウ 財源</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 企業債[156,400 千円] (イ) 国庫補助金[153,457 千円] (ウ) 一般財源(一般会計繰入金含む。)[550,667 千円]
補足事項	

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	建設住宅課	種別	その他																																																																																					
議案番号	議案第45号	議案名	建設工事委託に関する年度協定の締結について																																																																																								
目的	ゴリン橋架替工事に伴う年度協定を締結するにあたり、議会の議決を得るもの。																																																																																										
内容	<p>架橋より45年経過しているゴリン橋は、老朽化が進み橋梁法定点検の結果健全度Ⅲとなり「早期措置段階」と位置付けられている橋梁である。</p> <p>JR山陰本線を跨ぐ跨線橋であることから、鉄道敷内での整備となるため鉄道事業者及びその関連会社に委託する必要がある。</p> <p>建設工事委託に関する年度協定を締結するにあたり、議会の議決を得るものである。</p> <p>1 協定名 山陰本線浦安・八橋間ゴリン橋架替 2 協定内容 橋梁新設本体工事（上部工・下部工・基礎工） 3 工事場所 琴浦町大字八橋 4 協定の相手方 西日本旅客鉄道株式会社 常務執行役員 中国統括本部長 藏原 潮 5 協定金額 一金 354,648,000 円 6 工事期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p> <p>※各年度の工事の施工にあたり、年度毎に工事施工に関する年度協定を締結し、各年度の工事費は年度末において精算する。</p>																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="3">令和5年度</th> <th colspan="2">令和6年度</th> <th colspan="2">令和7年度</th> </tr> <tr> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>上期</th> <th>下期</th> <th>上期</th> <th>下期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町・JR協定</td> <td colspan="3">基本協定</td> <td colspan="8">→</td> </tr> <tr> <td colspan="3">年度協定</td> <td colspan="8">→</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事実施</td> <td colspan="3">(町)積算・発注・ヤード設置</td> <td colspan="2">(JR)積算・照査・発注</td> <td colspan="2">(JR)部材制作・新橋架設</td> <td colspan="2">(JR)既設橋撤去・町道接続</td> <td colspan="2">(町)ヤード撤去</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="2">(JR)ヤード設置</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">概算工事費 (千円)</td> <td>町</td> <td colspan="3">27,830</td> <td colspan="2">—</td> <td colspan="2">15,000</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>JR</td> <td colspan="3">12,113</td> <td colspan="2">354,648</td> <td colspan="2">53,003</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>							内容	令和5年度			令和6年度		令和7年度		10	11	12	1	2	3	上期	下期	上期	下期	町・JR協定	基本協定			→								年度協定			→								工事実施	(町)積算・発注・ヤード設置			(JR)積算・照査・発注		(JR)部材制作・新橋架設		(JR)既設橋撤去・町道接続		(町)ヤード撤去					(JR)ヤード設置								概算工事費 (千円)	町	27,830			—		15,000				JR	12,113			354,648		53,003		
内容	令和5年度			令和6年度		令和7年度																																																																																					
	10	11	12	1	2	3	上期	下期	上期	下期																																																																																	
町・JR協定	基本協定			→																																																																																							
	年度協定			→																																																																																							
工事実施	(町)積算・発注・ヤード設置			(JR)積算・照査・発注		(JR)部材制作・新橋架設		(JR)既設橋撤去・町道接続		(町)ヤード撤去																																																																																	
				(JR)ヤード設置																																																																																							
概算工事費 (千円)	町	27,830			—		15,000																																																																																				
	JR	12,113			354,648		53,003																																																																																				
補足事項																																																																																											

令和6年3月定例議会 議案概要		担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第46号	議案名	財産の取得に係る変更契約の締結について(除雪ドーザー)		
目的	除雪ドーザーを購入するに当たり、財産の取得に係る変更契約の締結について、議会の議決を得るもの。				
内容	<p>除雪ドーザーの購入契約を令和5年6月21日に締結したが、世界的な部品供給不足により製品の完成に遅れが生じているため、財産の取得に係る変更契約の締結について、議会の議決を得るものである。</p> <p>1 取得財産 除雪ドーザー 2 契約金額 23,100,000円(変更なし) 3 受注者 有限会社吉村オートサービス 4 契約日 令和5年6月21日 5 納期限 当初：令和6年3月29日 変更：令和6年11月29日</p>				
補足事項					

令和6年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	その他								
議案番号	議案第47号	議案名	琴浦町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について											
目的	町単独で設置していた琴浦町情報公開等審査会の機能を、鳥取県情報公開・個人情報保護審査会へ委託するため、町と鳥取県との間で規約を定めるもの。													
内容	<p>1 概要</p> <p>現在、情報公開制度の運用にあたり、琴浦町情報公開等審査会を設置し、琴浦町情報公開条例及び琴浦町議会の個人情報の保護に関する条例に基づく開示請求等への対応を行っているが、審査内容の複雑化などに対応するため、町単独での設置から鳥取県情報公開・個人情報保護審査会へ事務委託を行う。鳥取県と琴浦町で規約を定める協議を行うことにつき、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議決を求めるもの。</p> <p>2 審査会事務内容</p> <p>(1) 開示決定等又は不作為についての審査請求があった際、町長及び議長の諮問に応じて審査し答申する。</p> <p>(2) 町及び議会の求めに応じ、町情報公開条例及び議会の個人情報の保護に関する条例に関する重要事項について意見を述べる。</p> <p>3 費用負担</p> <p>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会への事務委託料</p> <p>(1) 審査請求分</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>事務局人件費分</td> <td>232 千円</td> </tr> <tr> <td>委員報酬等</td> <td>38 千円</td> </tr> </table> <p>(2) 諮問分</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>事務局人件費</td> <td>68 千円</td> </tr> <tr> <td>委員報酬等</td> <td>19 千円</td> </tr> </table>						事務局人件費分	232 千円	委員報酬等	38 千円	事務局人件費	68 千円	委員報酬等	19 千円
事務局人件費分	232 千円													
委員報酬等	38 千円													
事務局人件費	68 千円													
委員報酬等	19 千円													
補足事項														

令和6年3月定例議会 議案概要		担当課	社会教育課	種別	その他				
議案番号	議案第48号	議案名	琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について						
目的	令和6年4月からの指定管理者と指定の期間を定めるもの。								
内容	<p>1 指定管理者及び指定管理期間</p> <table border="1"> <tr> <td>指定管理者</td> <td>指定管理期間</td> </tr> <tr> <td>鳥取中央農業協同組合 代表者 代表理事組合長 上本武</td> <td>令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで 1年間</td> </tr> </table>					指定管理者	指定管理期間	鳥取中央農業協同組合 代表者 代表理事組合長 上本武	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで 1年間
	指定管理者	指定管理期間							
鳥取中央農業協同組合 代表者 代表理事組合長 上本武	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで 1年間								
<p>2 指定理由</p> <p>平成19年2月1日から当施設の指定管理者として、施設利用者に平等かつ安定した提供を行い、良好な収支バランスで運営をされたこと、前所有者として設備等の管理に精通し、施設の効用を最大限に発揮しているなど、維持管理業務に積極的に尽力されたことによる良好な実績が認められるほか、今後も継続して管理を安定して行うことができる財政状況、体制を有するため。</p> <p>指定期間は令和6年4月1日から1年間とする。</p>									
補足事項									

令和6年3月定例議会 議案概要		担当課	農林水産課	種別	その他				
議案番号	議案第49号	議案名	琴浦町漁村センターの指定管理者の指定について						
目的	令和6年4月からの指定管理者と指定の期間を定めるもの。								
内容	<p>1 指定管理者及び指定管理期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定管理者</th> <th>指定管理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤碕町漁業協同組合 代表者 代表理事組合長 祇園 行裕</td> <td>令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで 3年間</td> </tr> </tbody> </table>					指定管理者	指定管理期間	赤碕町漁業協同組合 代表者 代表理事組合長 祇園 行裕	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで 3年間
	指定管理者	指定管理期間							
赤碕町漁業協同組合 代表者 代表理事組合長 祇園 行裕	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで 3年間								
<p>2 指定理由</p> <p>赤碕町漁業協同組合は地域の漁業者により構成され、組織・運営体制が確立されており、水産関係者のみならず地域と一体となった活動を行っている。</p> <p>また、同組合は当該施設設置当初から施設の管理運営を優良に実施してきたことから、今後もその実績を活かし、漁業者等と協力し、町水産業の促進を図ることが期待できるため、指定管理者に指定するもの。</p> <p>指定期間は令和6年4月1日から3年間とする。</p>									
補足事項									

令和6年3月定例議会 議案概要		担当課	建設住宅課	種別	その他				
議案番号	議案第50号	議案名	琴浦町南荒神団地集会所の指定管理者の指定について						
目的	令和6年4月からの指定管理者と指定の期間を定めるもの。								
内容	<p>1 指定管理者及び指定管理期間</p> <table border="1"> <tr> <td>指定管理者</td> <td>指定管理期間</td> </tr> <tr> <td>南荒神町自治会 区長 船本秀和</td> <td>令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで</td> </tr> </table>					指定管理者	指定管理期間	南荒神町自治会 区長 船本秀和	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで
	指定管理者	指定管理期間							
南荒神町自治会 区長 船本秀和	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで								
<p>2 指定理由</p> <p>南荒神町自治会は平成25年から当施設の指定管理者として適正な維持管理に努め、地域の交流の促進など、関係業務に係る良好な実績もあることから、指定管理者に指定するもの。</p> <p>指定期間は令和6年4月1日から10年間とする。</p>									
補足事項									